

練馬区自殺対策計画〔第2次〕

～こころとくらしのサポートプラン～

【素案】

令和5年（2023年）12月

練 馬 区

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 1
- 3 計画の期間 1
- 4 計画の数値目標 2

第2章 自殺の現状

- 1 全国および東京都との自殺死亡率の比較 3
- 2 全国における自殺の現状
 - 自殺者数の推移 4
 - 年代別自殺者数の推移 5
 - 小・中・高校生の自殺者数の推移 6
- 3 東京都における自殺の現状
 - 自殺者数の推移 7
 - 年代別自殺者数の推移 8
- 4 練馬区における自殺の現状
 - 練馬区の人口構成 9
 - 年齢階級別死因 10
 - 自殺者数の推移 11
 - 年代別自殺者数の推移 12
 - 自殺者数の多い集団 13
 - 原因・動機別自殺者数 15
 - 職業別自殺者数 15
 - 自殺未遂歴の状況 16
 - 手段別自殺者数 17
- 5 練馬区における自殺の現状からみた課題 18

第3章 これまでの練馬区の自殺対策の取組と評価

- 1 これまでの取組 19
- 2 第1次計画の数値目標の達成結果 19
 - 第1次計画の数値目標 19
 - 達成結果 20
- 3 第1次計画の取組内容の実績と課題 21

第4章 練馬区の今後の取組

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 基本方針 | 25 |
| | 関連施策の連携を強化する | 25 |
| | 区民・地域の理解を広げる | 25 |
| | 生きることの包括的な支援として推進する | 26 |
| | 練馬区の実態に即した取組を重点的に行う | 26 |
| 2 | 施策の体系 | 27 |
| 3 | 基本施策 | 28 |
| | 地域におけるネットワークの強化 | 28 |
| | 自殺対策を支える人材の育成 | 31 |
| | 区民への啓発と周知 | 33 |
| | 生きることの促進要因への支援 | 36 |
| 4 | 重点施策 | 39 |
| | 児童・生徒・学生をはじめとする若年者への支援 | 39 |
| | 女性への支援 | 46 |
| | 働き盛りの男性への支援 | 50 |
| | 高齢者への支援 | 53 |
| | 生活困窮者、無職者・失業者への支援 | 57 |
| | 自殺未遂者への支援 | 62 |
| 5 | 生きる支援の関連施策 | 63 |
| | 保健・医療 | 63 |
| | 福祉 | 68 |
| | 教育・子育て | 75 |
| | 労働・経済・生活・その他 | 84 |

第5章 自殺対策の推進体制

| | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 自殺対策の推進体制 | 88 |
| | 練馬区自殺対策推進会議 | 88 |
| | 練馬区自殺対策検討委員会 | 88 |
| 2 | 練馬区自殺対策計画の進捗管理 | 88 |

参考

| | |
|-------------------|-------|
| 事例紹介 | 30・61 |
| 練馬区自殺対策計画〔第2次〕体系図 | 90 |
| 練馬区自殺対策計画とSDGs | 92 |

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

区は、自殺対策基本法に基づき、平成31年3月「練馬区自殺対策計画」(以下「第1次計画」という。)を策定し、関係機関・地域団体・区民の皆様と連携して、生きるための支援につながる取組を総合的に推進してきました。

令和4年10月、国は新たな「自殺総合対策大綱」を閣議決定し、また、令和5年3月、東京都は「東京都自殺総合対策計画(第2次)」を策定しました。

本計画は、こうした国や都の動向を踏まえるとともに、区の現況を勘案し、第1次計画を改定するものです。

引き続き、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、関係機関等との連携を深めながら取組を進めます。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条に基づく区の自殺対策計画です。

また、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」や来年度策定する予定の健康づくりサポートプランをはじめ、福祉や教育など関連する分野の計画等と整合を図ります。

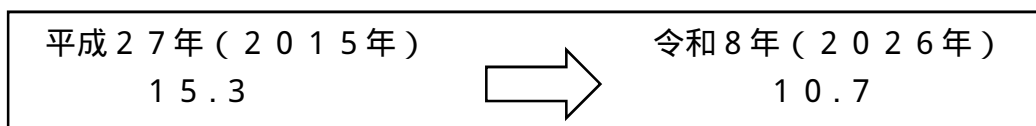
3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から10年度までの5年間とします。

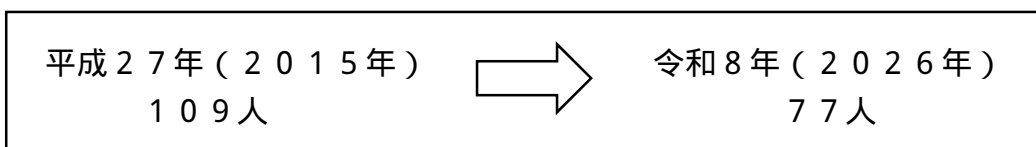
自殺総合対策大綱の見直しや社会状況の変化を勘案して、適宜見直しを行います。

4 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱では、「令和8年（2026年）までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させる」という目標を定め、対策に取り組んできました。区においても、平成27年（2015年）の自殺死亡率15.3を、令和8年（2026年）までに30%程度減少させ、10.7まで減少させることを目指します。



また、自殺者数についても、30%程度減少させることを目指します。



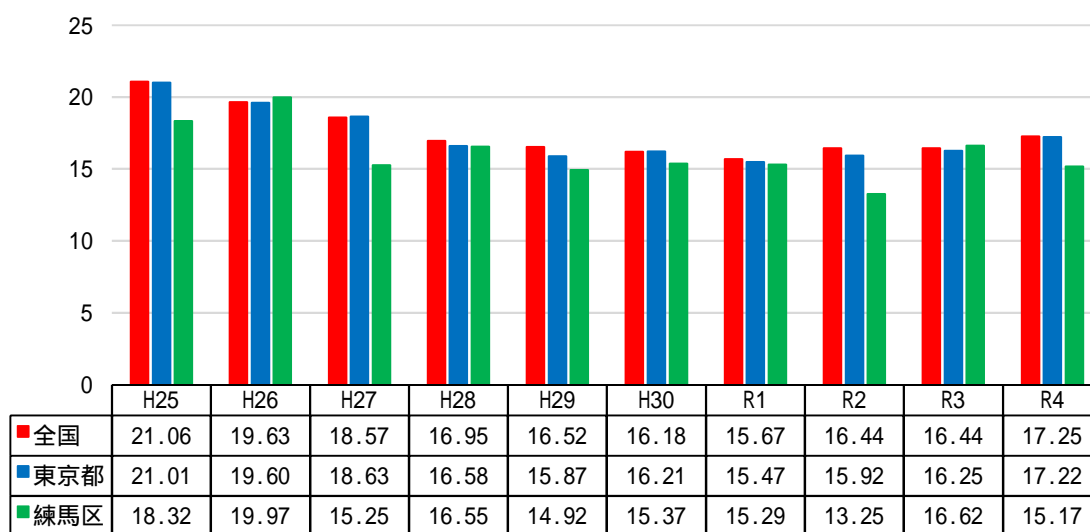
計画期間中には、上記の数値をさらに減少させることを目指します。

第2章 自殺の現状

1 全国および東京都との自殺死亡率の比較

練馬区の自殺死亡率は、全国および東京都と比較すると下回っている傾向があります。

図1 自殺死亡率の推移（全国・東京都・練馬区）



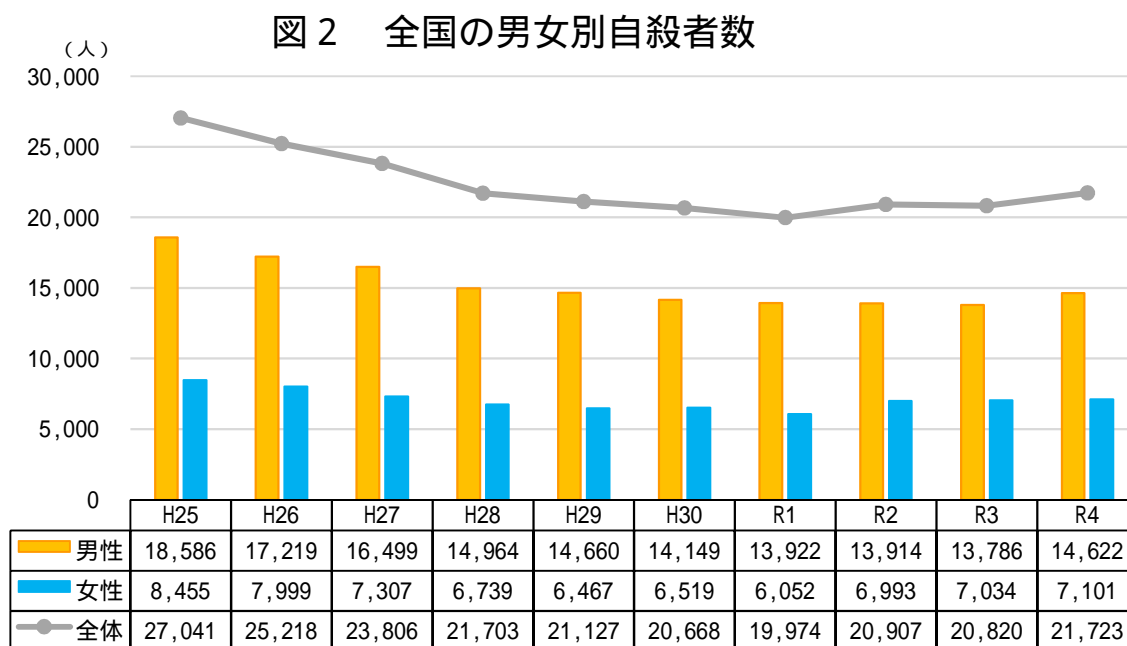
自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2 全国における自殺の現状

自殺者数の推移

全国の自殺者数は年々減少傾向にありましたが、男性の自殺者数は令和4年に増加に転じました。女性の自殺者数は令和2年以降、3年連続で増加しています。



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

年代別自殺者数の推移

男性は、40代および50代の自殺者数が多い傾向にあります。女性は、40代、50代および70代の自殺者数が多い傾向にあります。

図3 全国の年代別自殺者数（男性）

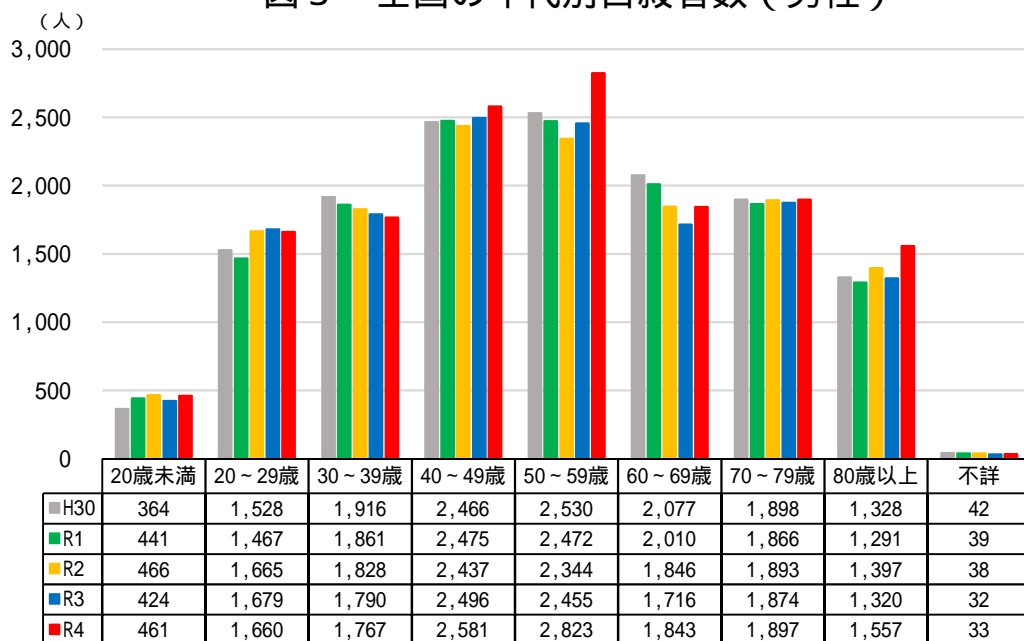
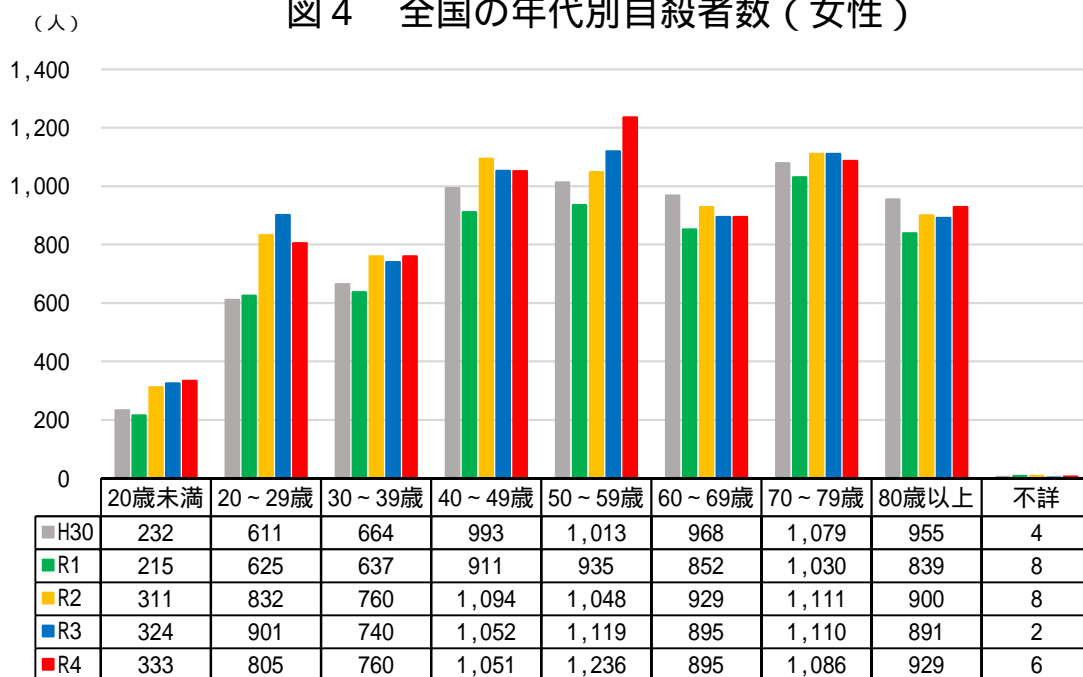


図4 全国の年代別自殺者数（女性）

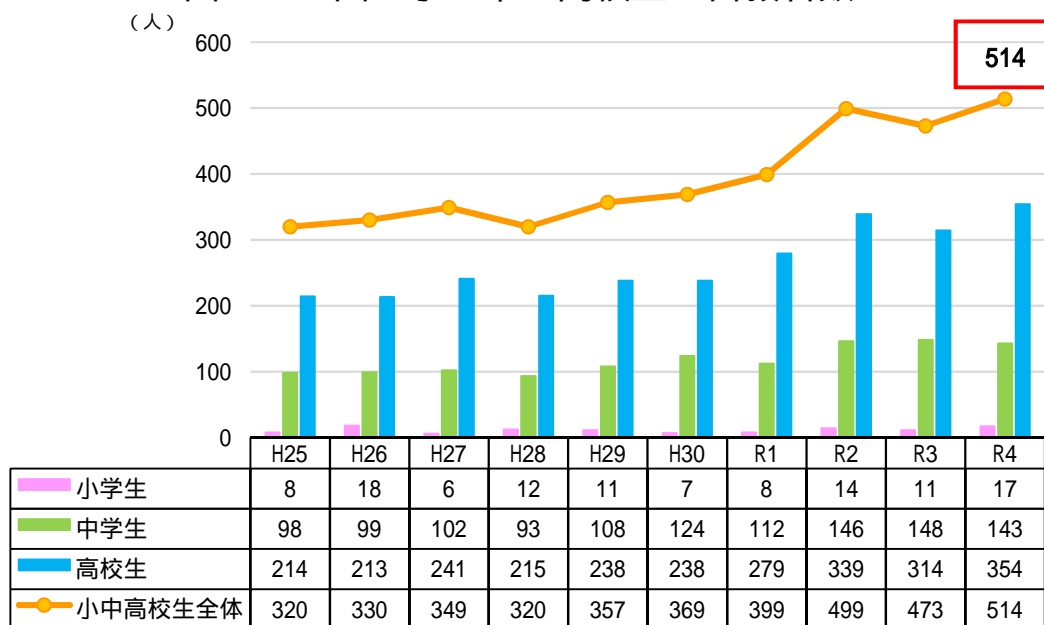


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

小・中・高校生の自殺者数の推移

小・中・高校生の自殺者数は増加しており、令和4年は過去最多の514人でした。

図5 全国の小・中・高校生の自殺者数



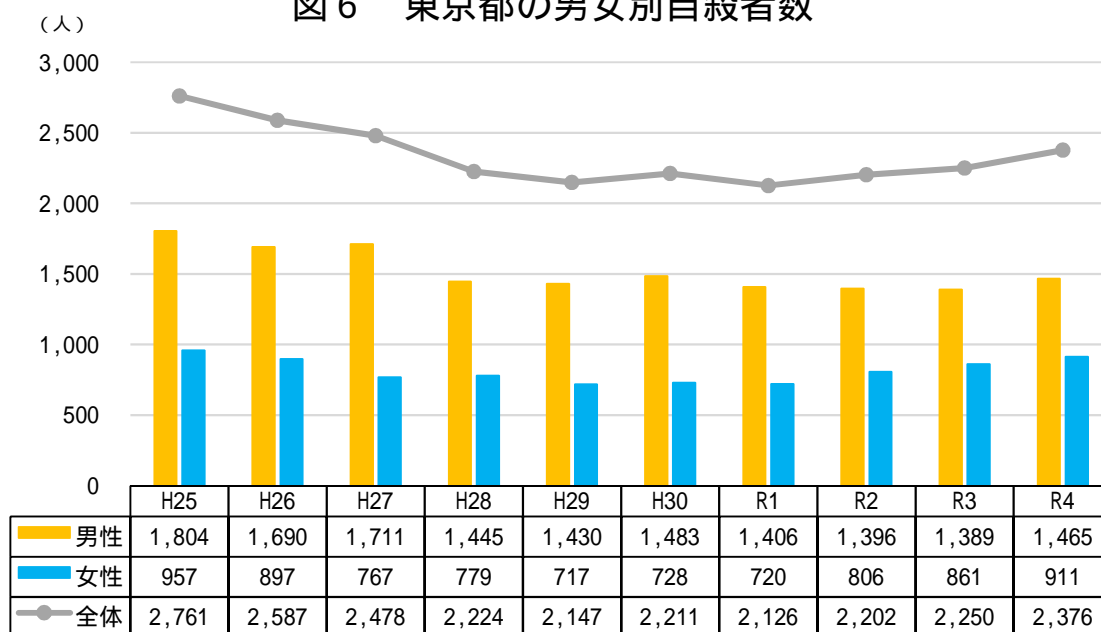
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

3 東京都における自殺の現状

自殺者数の推移

東京都の自殺者数は年々減少傾向にありましたが、男性の自殺者数は令和4年に増加に転じました。女性の自殺者数は令和2年以降、3年連続で増加しています。

図6 東京都の男女別自殺者数



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

年代別自殺者数の推移

男性は、40代および50代の自殺者数が多い傾向にあります。女性は、20代、40代および50代の自殺者数が多い傾向にあります。

図7 東京都の年代別自殺者数（男性）

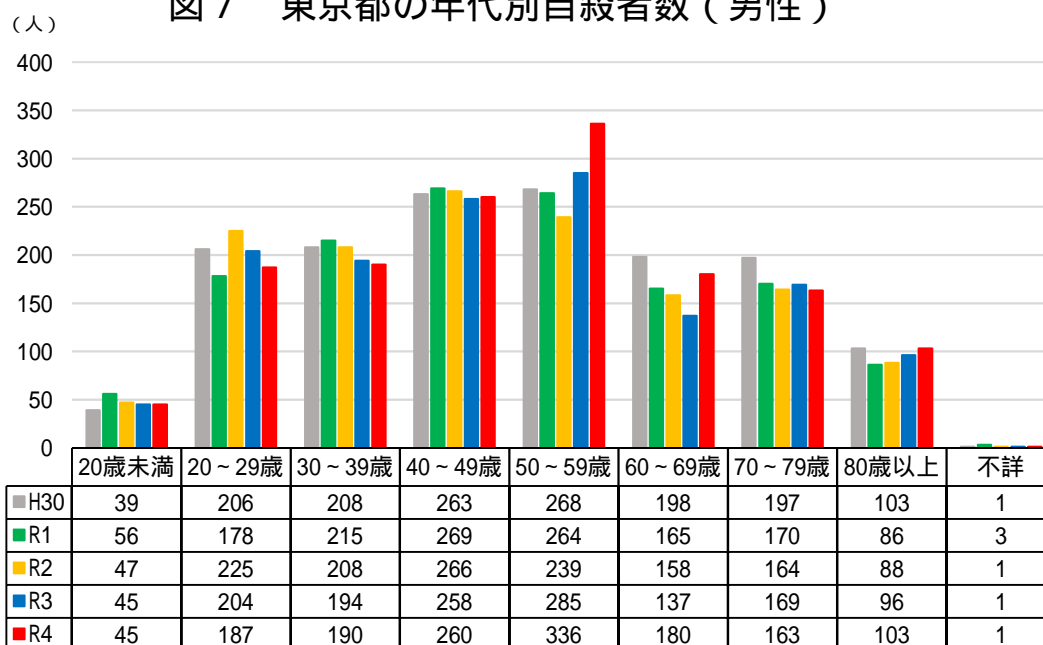
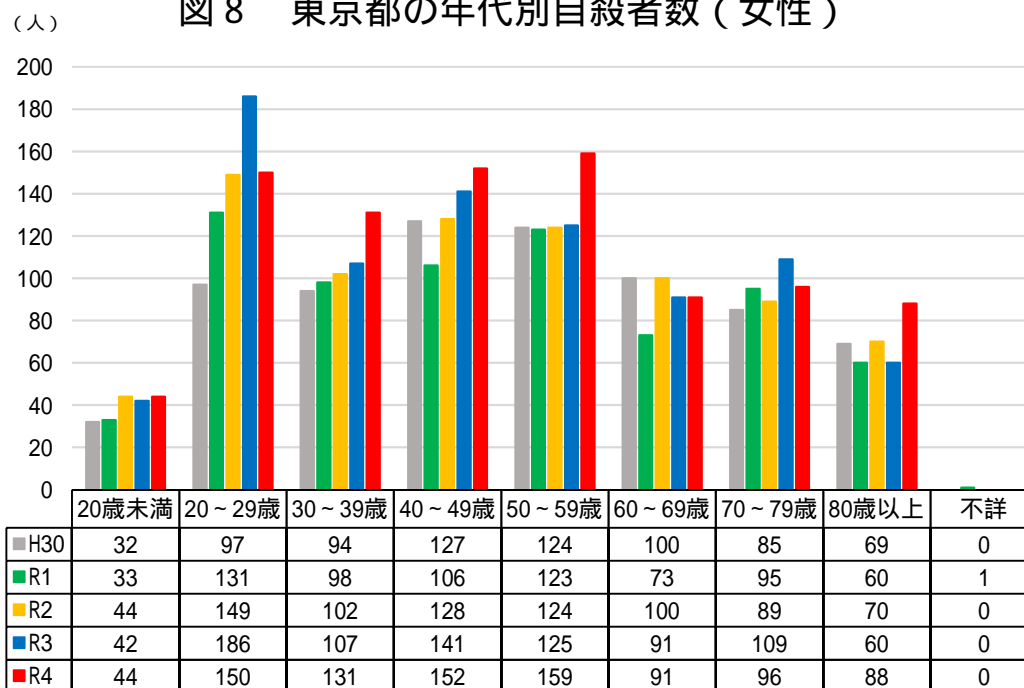


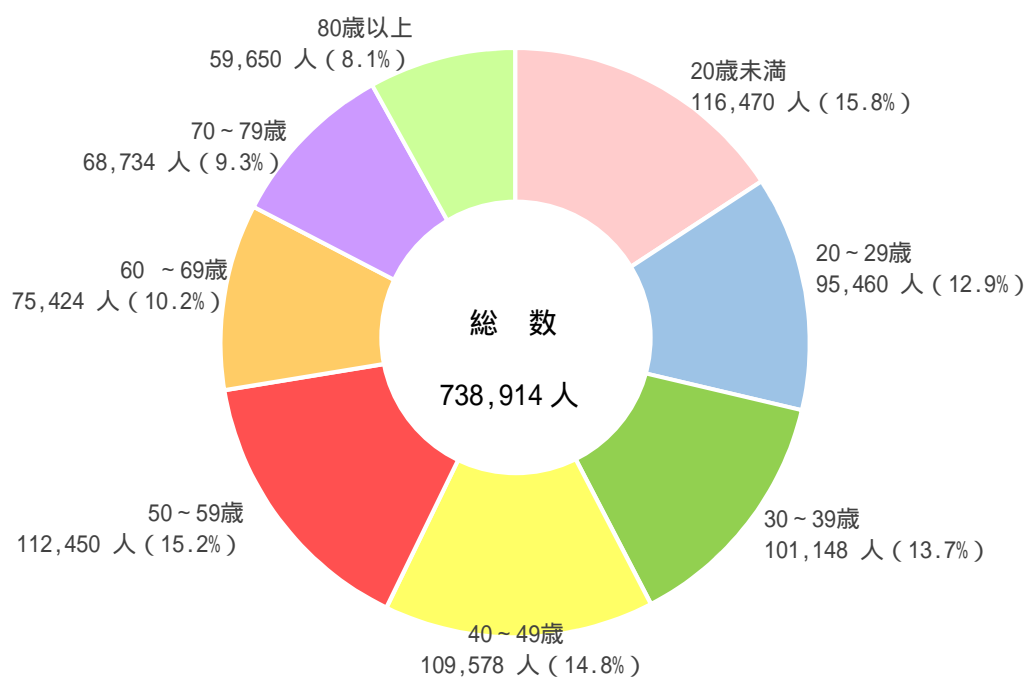
図8 東京都の年代別自殺者数（女性）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

4 練馬区における自殺の現状 練馬区の人口構成

図9 練馬区の人口構成（令和5年1月1日）



出典：住民基本台帳

年齢階級別死因

20歳未満、20代および30代の死因の第1位は「自殺」となっています。

表1 年齢階級別死因（令和3年）

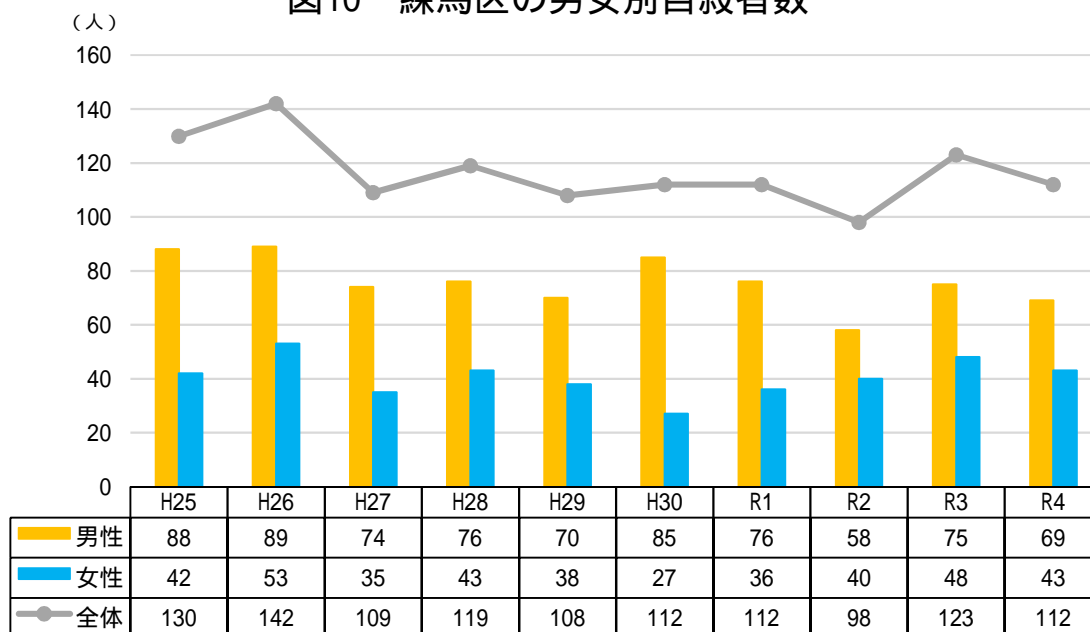
| 年代 | 第1位 | 第2位 | 第3位 |
|--------|-------|------------------------------------|-----------|
| 20歳未満 | 自殺 | 悪性新生物 | — |
| 20～29歳 | 自殺 | 悪性新生物・ 心疾患・肺炎・ 肝疾患・ 不慮の事故 | — |
| 30～39歳 | 自殺 | 悪性新生物 | 心疾患 |
| 40～49歳 | 悪性新生物 | 自殺 | 脳血管疾患・肝疾患 |
| 50～59歳 | 悪性新生物 | 心疾患 | 自殺 |
| 60～69歳 | 悪性新生物 | 心疾患 | 脳血管疾患 |
| 70～79歳 | 悪性新生物 | 心疾患 | 脳血管疾患 |
| 80～89歳 | 悪性新生物 | 心疾患 | 老衰 |
| 90歳以上 | 老衰 | 心疾患 | 悪性新生物 |

出典：厚生労働省「人口動態統計」

自殺者数の推移

練馬区の自殺者数は年々減少傾向にありましたが、コロナ禍において一時的に増加しました。また、女性の自殺者数は令和4年に減少に転じたものの、令和元年以降増加傾向にあり、自殺者数の男女差が縮まっています。

図10 練馬区の男女別自殺者数



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

年代別自殺者数の推移

男性は、40代および50代の自殺者数が多い傾向にあります。女性は、20代、40代および50代の自殺者数が多い傾向にあります。

(人) 図11 練馬区の年代別自殺者数(男性)

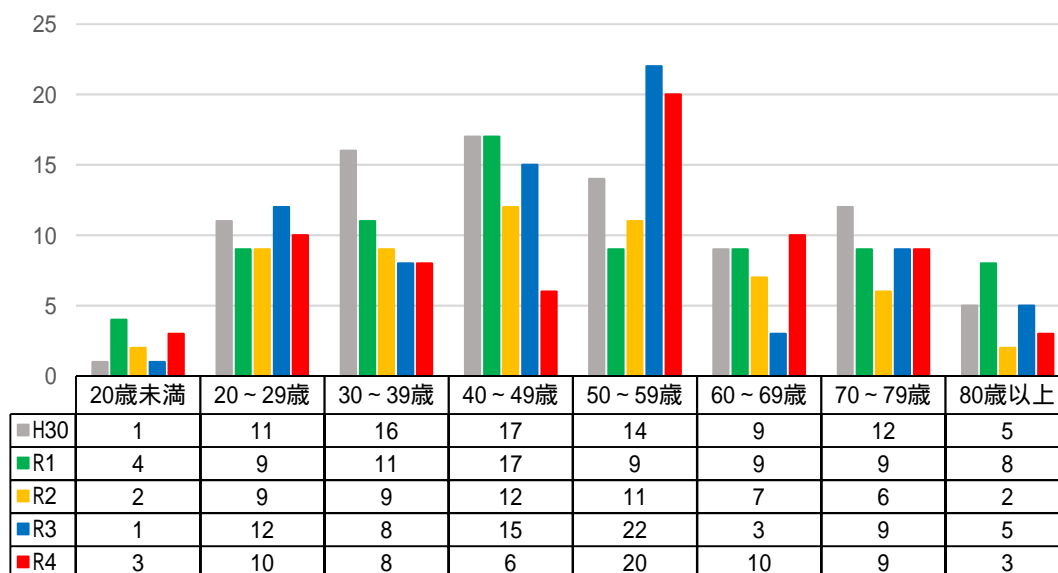
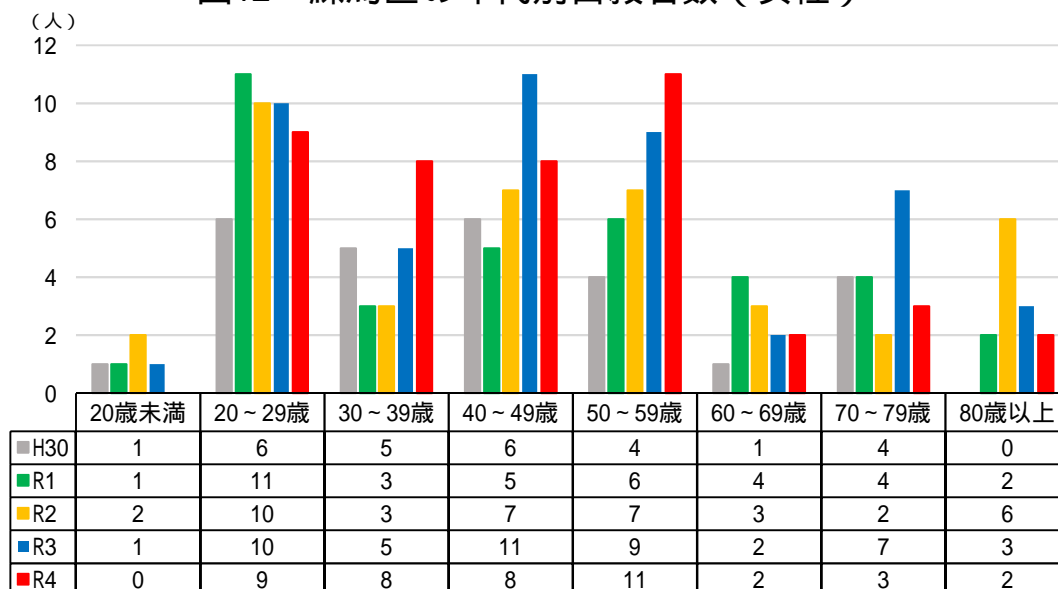


図12 練馬区の年代別自殺者数(女性)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

練馬区の年代別自殺者数においては、年代不詳者はいない

自殺者数の多い集団

一般社団法人いのちを支える自殺対策推進センター¹(14ページ参照)が練馬区の自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」²(14ページ参照)によると、5年間(平成29年～令和3年)の自殺者数が多い集団の特徴は以下のとおりです。なお、第1次計画と特徴が大きく異なるのが、赤枠の部分です。

表2 地域の主な自殺者の特徴(平成29年～令和3年)

| 上位5区分 | 自殺者数 5年計 | 割合 | 自殺 死亡率 (10万対) | 背景にある主な 自殺の危機経路 |
|-------------------------|-------------|------|---------------------|--|
| 1位: 男性40～59歳 有職同居 | 51 | 9.2% | 13.0 | 配置転換 過労 職場の人間関係の悩み+仕事の失敗 うつ状態 自殺 |
| 2位: 男性60歳以上 無職同居 | 48 | 8.7% | 28.2 | 失業(退職) 生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患 自殺 |
| 3位: 女性40～59歳 無職同居 | 37 | 6.7% | 16.6 | 近隣関係の悩み+家族間の不和 うつ病 自殺 |
| 4位: 男性20～39歳 有職同居 | 34 | 6.1% | 14.0 | 職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業) パワハラ+過労 うつ状態 自殺 |
| 5位: 男性40～59歳 有職独居 | 33 | 6.0% | 31.8 | 配置転換(昇進/降格含む) 過労+仕事の失敗 うつ状態+アルコール依存 自殺 |

自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、総務省「令和2年度国勢調査」就業状態等基礎集計を基にいのちを支える自殺対策推進センターが推計したもの。

「背景にある主な自殺の危機経路」は、NPO法人ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別にみて代表的と考えられる経路の一例を示している。

出典:いのちを支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

【第1次計画策定時のプロフィールとの比較】

男性40～59歳有職同居 前回 4位 今回 1位
 男性20～39歳有職同居 前回 上位5区分外 今回 4位
 男性40～59歳有職独居 前回 上位5区分外 今回 5位

自殺者に占める働き盛りの男性の割合が、大幅に増えています。

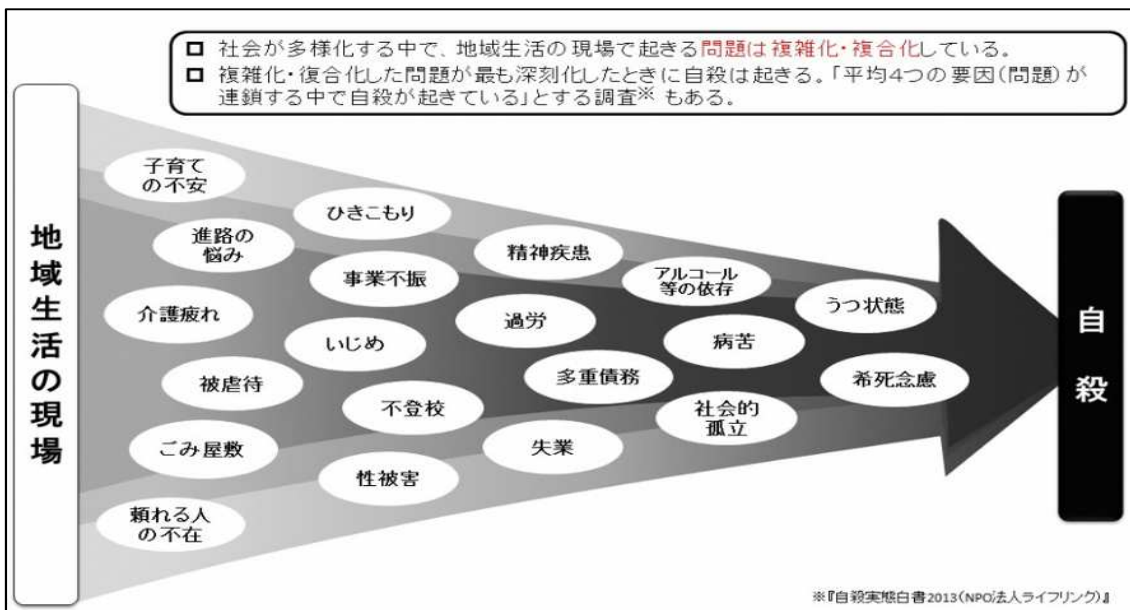
1 一般社団法人いのち支える地域自殺対策推進センター

都道府県および指定都市が設置し、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら、市町村等に対し適切な助言や情報提供等を行うとともに、地域における自殺対策関係者等に対し研修等を行うことにより、全ての市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されることで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことを目的とした組織（「地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱」より）

2 地域自殺実態プロフィール

いのち支える地域自殺対策推進センターが全都道府県および全区市町村を対象に作成する、地域の自殺の実態がわかる資料のこと。地域の自殺の特徴や、属性（男女、年齢など）別の自殺者数等が記載されている。（いのち支える自殺対策推進センターHP より）

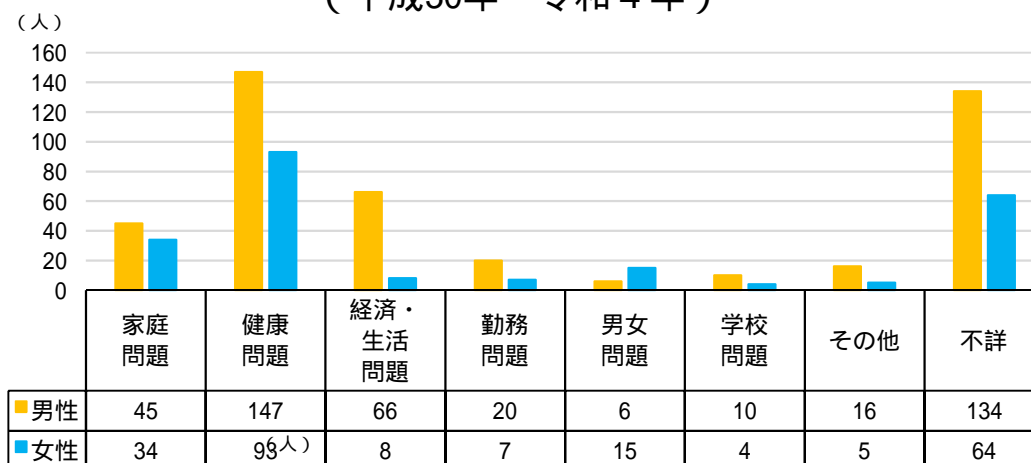
【動機につながる危険因子例】



原因・動機別自殺者数

男女とも「健康問題」が最も多く、次いで男性は「経済・生活問題」、「家庭問題」、女性は「家庭問題」、「男女問題」となっています。

図13 練馬区の原因・動機別自殺者数
(平成30年～令和4年)



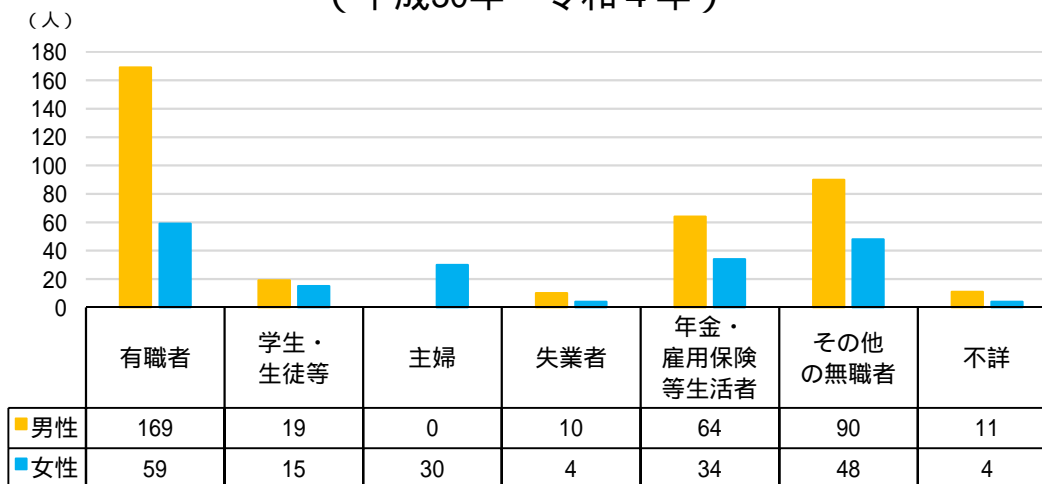
遺族等から得た自殺を裏付ける資料から明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

職業別自殺者数

男女とも「有職者」が最も多く、次いで「その他の無職者()」となっています。

図14 練馬区の職業別自殺者数
(平成30年～令和4年)



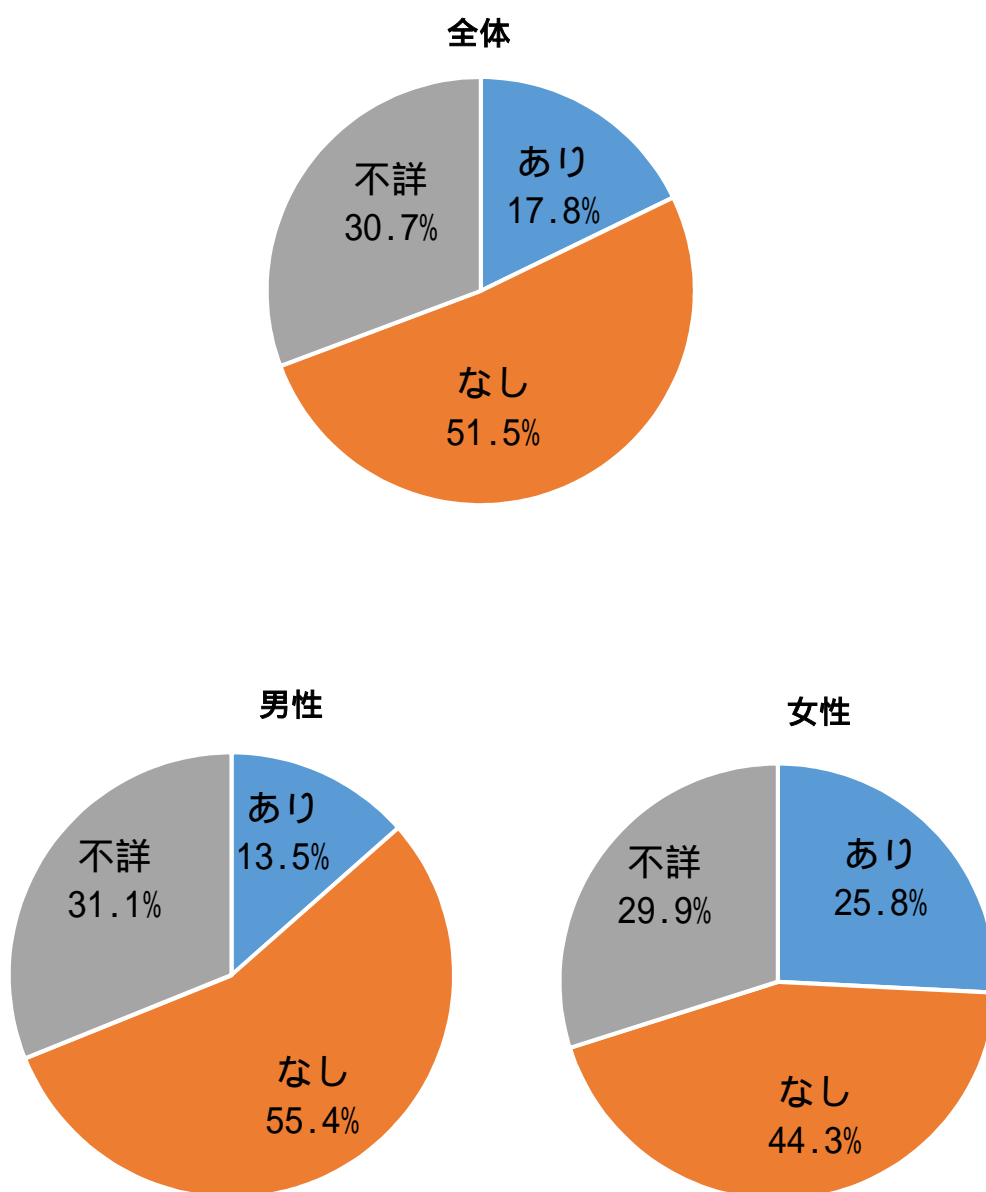
その他の無職者...主婦・失業者、年金・雇用保険等生活者以外のすべての無職者

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺未遂歴の状況

自殺者全体のうち自殺未遂歴のある人の割合は 17.8%となっています。また、女性の自殺者全体のうち、自殺未遂歴のある人の割合は 25.8%で、男性の約 2 倍となっています。

図 15 練馬区の自殺者全体における自殺未遂歴の有無
(平成 30 年～令和 4 年合計)

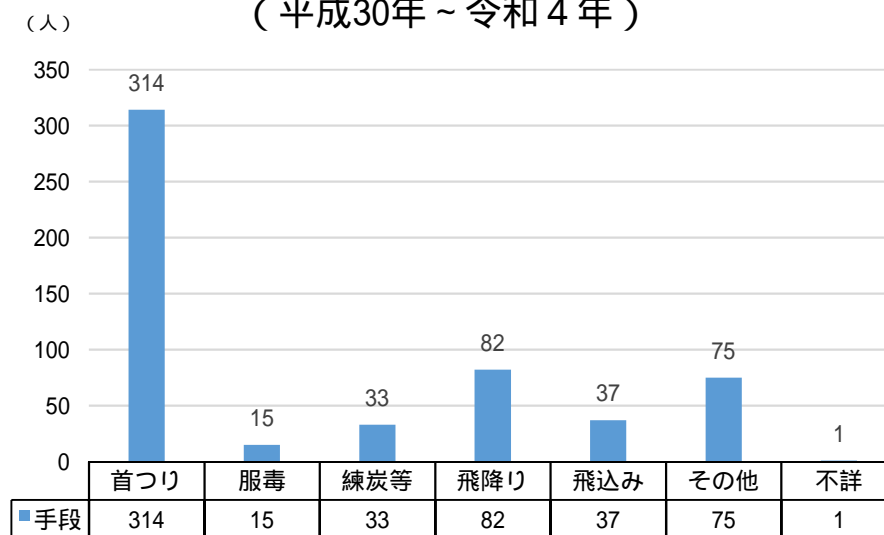


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

手段別自殺者数

自殺の手段は、「首つり」が最も多く、次いで「飛降り」となっています。

図16 練馬区の手段別自殺者数
(平成30年～令和4年)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

5 練馬区における自殺の現状からみた課題

20歳未満、20代および30代の死因の第1位は「自殺」

20歳未満、20代および30代の死因の第1位は自殺となっています。また、全国で見ると小・中・高校生の自殺者数が増加しています。引き続き、児童・生徒・学生をはじめとする若年者に対する支援が必要です。

【図5、表1】

女性の自殺者数が増加

女性の自殺者数は令和4年に減少に転じたものの、令和元年以降増加傾向にあります。引き続き、女性に対する支援が必要です。 【図10】

自殺者に占める働き盛りの男性の割合が、第1次計画策定時と比較して大幅に増加

「地域の主な自殺者の特徴」第1位である「男性 40～59歳の有職同居」、4位の「男性 20～39歳の有職同居」、5位の「男性 40～59歳の有職独居」（＝働き盛りの男性）に対する支援を強化する必要があります。 【表2】

高齢者、生活困窮者、無職者・失業者の支援が必要

引き続き、高齢者、生活困窮者、無職者・失業者を支援していく必要があります。 【表2】

自殺者全体のうち、17.8%は未遂歴がある

自殺者全体のうち自殺未遂歴のある人の割合は17.8%となっています。自殺未遂者の自殺のリスク要因を、解決・軽減しないと自殺の再企図を防ぐことが難しいため、自殺未遂者支援に取り組む必要があります。 【図15】

第3章 これまでの練馬区の自殺対策の取組と評価

1 これまでの取組

自殺が複雑化・複合化した原因および背景を有することを踏まえ、学識経験者や区内の医療・保健・福祉・教育等の関係団体・関係機関等で構成する練馬区自殺対策推進会議を、また、庁内の関係部署で構成する練馬区自殺対策検討委員会を、それぞれ設置し、検討を重ねてきました。

これまでの検討を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、生きる支援につながる「こころとくらしのサポート」を総合的に推進することを目的に、関係機関・地域団体・区民と連携し、平成31年3月に第1次計画を策定しました。

第1次計画では、「関連施策の連携を強化する」「区民・地域の理解を広げる」「生きることの包括的な支援として推進する」「練馬区の実態に即した取組を重点的に行う」の4点を基本方針としました。

この基本方針に基づき、各自治体が自殺対策の基盤として実施することとされる「基本施策」、練馬区の実態に即した「重点施策」、自殺対策に資する「生きる支援の関連施策」を全庁的な取組として実施しました。

第1次計画策定後は、練馬区自殺対策推進会議および練馬区自殺対策検討委員会において、計画に基づく施策・事業の進捗状況を確認し、ご意見を伺うとともに、必要に応じて改善も行いながら自殺対策の取組を実施しました。

2 第1次計画の数値目標の達成結果

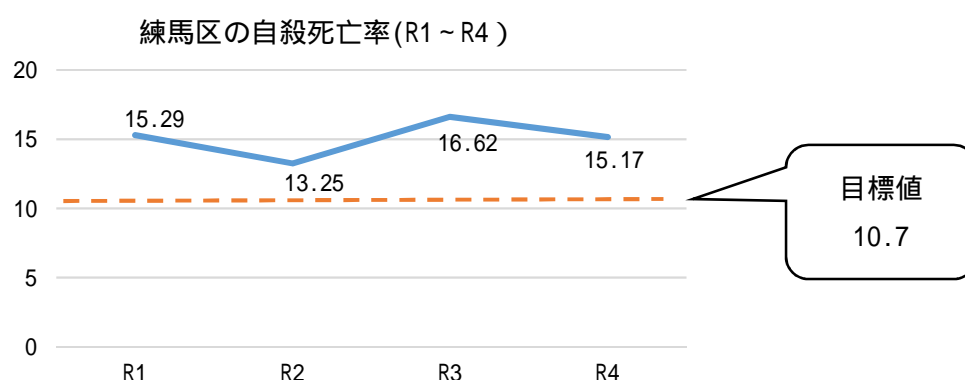
第1次計画の数値目標

国の「自殺総合対策大綱」では、令和8年(2026年)までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を、平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させることを目標としています。これを踏まえ、練馬区でも平成27年(2015年)の自殺死亡率および自殺者数を、令和8年(2026年)までに30%程度減少させることを目標としました。

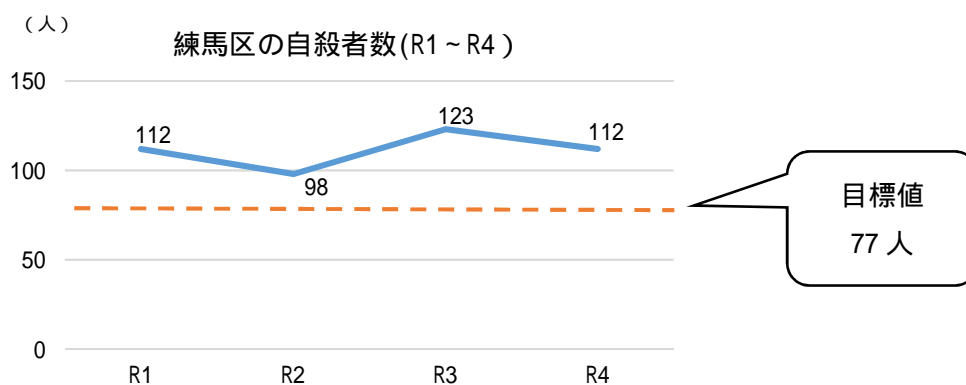
達成結果

第1次計画の取組により、令和2年には自殺死亡率13.25、自殺者数98人となり、自殺死亡率、自殺者数ともに減少しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で自殺の要因となり得る状況が悪化したことなどにより、令和3年～令和4年は自殺死亡率、自殺者数ともに増加し、目標は達成できませんでした。

目標を達成できるよう、自殺者の傾向を踏まえた対策を充実させ、今後も引き続き自殺対策の取組を推進する必要があります。



自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

3 第1次計画の取組内容の実績と課題

| | 施策名 | 取組内容 | 取組内容の実績と課題 |
|-----------|-------------------------------|---|--|
| 基本 策 | 地域におけるネットワークの強化 | 関係機関等の連携体制の構築 | 【実績】 ・「自殺対策推進会議」「自殺対策検討委員会」により、庁内および関係機関との連携を図りながら、総合的な自殺対策を推進してきた。また、区で実施するあらゆる施策が自殺対策の取組につながることに ついて、一定程度庁内の理解を得られた。 ・支援者向け手引きの関係機関への配布や、各種連絡会の開催により関係機関との連携を図った。 【課題】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で自殺の要因となり得る状況が悪化したことなどにより、自殺リスクが高まった層への支援が必要である。 |
| | | 各種相談窓口の連携 | |
| | 自殺対策を支える人材育成 | 関係機関、関係職種を対象とした研修（ゲートキーパー養成講座） | 【実績】 1,164名の方が講座を受講し、自殺予防の支援者の育成や、自殺リスクのある方への地域での見守り体制を構築している（令和元年度～令和4年度の実受講者数の合計）。 【課題】 幅広い人材に受講してもらうため、出張型講座等を開催する必要がある。 |
| 区民への啓発と周知 | リーフレット等の作成と活用 | 【実績】 区報・区ホームページ・SNS等の活用や、自殺予防キャンペーン、各種リーフレットの作成等により、相談窓口を広く区民に周知した。 【課題】 ・保健相談所がメンタルヘルスの相談窓口であることを引き続き周知する必要がある。 ・行政とつながりがない人を、どのように支援につなげるか、引き続き検討する必要がある。 | |
| | 区民向けの講演会やキャンペーン等の実施 | | |
| | 多様な媒体を活用した啓発（区報、区ホームページ、SNS等） | | |
| | こころの悩みを抱えた方への相談支援体制の強化 | | |

| | 施策名 | 取組内容 | 取組内容の実績と課題 |
|---------|----------------|------------------|--|
| 基本 策 | 生きることの促進要因への支援 | 地域における 居場所づくり | <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おくやみコーナー」によるワンストップ手続の開始や、地域の居場所づくり事業におけるオンラインツールの活用といった新たな取組の実施により、コロナ禍でも遺族者支援をはじめとする各種支援や居場所づくりを継続して実施できた。 ・関係機関との会議や研修会を通じて、保健相談所職員等の自殺未遂者支援のスキルが向上した。 <p>【課題】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等による孤独・孤立化問題の深刻化が懸念される。</p> |

| | 施策名 | 取組内容 | 取組内容の実績と課題 |
|----------------|-------------------|-----------------------------|---|
| 重点 策 | 高齢者の地域包括ケアシステムの確立 | 包括的な相談支援体制の確立 | <p>【実績】</p> <p>地域包括支援センターの区立施設への移転の早期実施や、zoom を活用した講座・e スポーツによる交流・スマホ教室の開催等により、相談支援体制の充実や高齢者の社会参加の促進を図った。</p> <p>また、高齢者向け講座等に参加しない方などには、ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業を実施した。</p> <p>【課題】</p> <p>高齢者の孤立・孤独の防止、デジタル格差解消、意欲ある高齢者を就労に結び付けるなど、引き続き取組を進める必要がある。</p> |
| | | ひとり暮らし等高齢者や認知症高齢者、介護者への支援 | |
| | | 高齢者の社会参加の促進 | |
| | 生活困窮者、無職者・失業者への支援 | 支援につながっていない方を必要な支援につなぐための連携 | <p>【実績】</p> <p>生活に関する相談を関係部署で実施したほか、生活困窮者等への支援を継続した。また、生活保護の相談等で他部署の支援が必要な場合に、つないだ後の経過も確認して支援を継続した。</p> <p>【課題】</p> <p>支援につながらない方をどのように支援につなげるか、引き続き検討する必要がある。本人が抱える問題（経済問題・精神問題など）に応じて、関連部署と適切に連携が取れるよう、継続した支援が必要である。</p> |
| | | 「生きることの包括的な支援」の強化 | |
| | | 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上 | |
| | 子どもと子育て家庭への支援 | いじめ防止対策の強化 | <p>【実績】</p> <p>児童生徒に対して、SOS の出し方教育の実施、スクールカウンセラーおよび心のふれあい相談員による全員面接の実施、タブレットを活用した相談窓口の周知等に取り組んだ。また、子育て家庭に対して、保健相談所の母子保健事業や子ども家庭支援センターによる相談事業等により支援を実施した。</p> <p>【課題】</p> <p>コロナ禍による活動自粛や不規則な学校生活等による、児童やその家庭への影響を考慮したうえで、支援を実施していく必要がある。</p> |
| | | 児童虐待防止対策の強化 | |
| | | 子どもが相談できる場の周知や居場所等の提供 | |
| | | 児童生徒の SOS の出し方教育の実施 | |
| 身近な大人への支援体制の強化 | | | |

| | 施策名 | 取組内容 | 取組内容の実績と課題 |
|------------------|---------|-----------------|---|
| 重 点 施 策 | 若者等への支援 | 若者が相談できる場の提供と周知 | <p>【実績】</p> <p>居場所事業や各種相談事業の実施等により、継続して支援を実施した。</p> <p>【課題】</p> <p>若年者の死因の第一位は自殺である。特に、精神疾患を抱える方については関係機関（保健相談所・福祉事務所・医療機関等）と連携して支援する必要がある。</p> |
| | | 若者への支援体制の強化 | |
| | | 若年女性への支援と居場所づくり | |
| | | 青少年の活動と交流の場の提供 | |
| | 女性への支援 | 妊産婦への支援 | <p>【実績】</p> <p>妊産婦・子育て女性向け事業、女性向け講座や相談事業の実施により、継続して支援を実施した。</p> <p>【課題】</p> <p>区内では、女性の自殺者が増加傾向となっている。国の統計によると雇用問題や産後の悩み等、様々な要因があることが想定されるため、対象者に応じて適切に支援する必要がある。</p> |
| | | 子育て期の支援 | |
| | | 若年女性への支援と居場所づくり | |
| | | 男女共同参画センター相談事業 | |
| | | 自殺未遂者への支援 | |

第4章 練馬区の今後の取組

1 基本方針

国の自殺総合対策大綱に示された基本方針等に基づき、以下の4点を自殺対策の基本方針とします。

(1) 関連施策の連携を強化する

自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、様々な社会的要因があることが知られています。自殺のリスク要因である孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、DV、いじめ問題については、それぞれの課題に対応する法制度等が整備され、関係者や関係機関が連携して対応しています。自殺対策に関連する医療、福祉、保健、教育等の施策の連動性をさらに高め、多様な困難を抱えた人が包括的な支援を受けられるよう、制度の縦割りを超えて関係機関や団体等が緊密に連携・協力します。

また、住民に身近な基礎的自治体ならではの役割を果たしつつ、より広域的な対応が望まれる施策については、国や東京都と連携して推進します。

(2) 区民・地域の理解を広げる

自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得るものですが、危機に陥る人の心情や背景が一般に十分に理解されているとは言えません。そうした心情や背景や、自殺は誰もが当事者になり得る重要な問題であることの理解を、区民および地域に広げます。自殺に対する誤解や偏見を払拭し、危機に陥った場合には一人で抱え込まずに援助を求めることが大切であることを地域全体の共通認識にしていきます。自ら援助を求められない人を発見し、見守り、相談やサービスなどの支援につなぐには、医療・保健・福祉等の専門家や関係機関だけでなく、身近な地域社会の理解が必要です。区民や地域の団体と関係機関等が力を合わせて「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しみを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭して正しい理解を促進する啓発活動に取り組みます。

(3) 生きることの包括的な支援として推進する

自殺の背景には、健康問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、差別・偏見、いじめやひきこもり、孤独・孤立など、様々な社会的要因があり、これらの「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らすことが必要です。特に孤独・孤立は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により一層深刻な社会問題となっており、単身世帯や単身高齢世帯の増加等により問題の更なる深刻化が懸念されています。人と人とのつながりや安心して受け入れられる居場所がある、自分を大切な存在だと思える、危機に陥った時に誰かに助けを求めることができる、互いの違いを認め合い人として尊重されるなど、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やしていくことが大切です。狭義の自殺防止対策にとどまらず、「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

(4) 練馬区の実態に即した取組を重点的に行う

第2章で示した練馬区の自殺の現状を踏まえ、特に自殺予防対策を充実・強化すべき「児童・生徒・学生をはじめとする若年者」「女性」「働き盛りの男性」「高齢者」「生活困窮者、無職者・失業者」「自殺未遂者」への支援を、重点施策として取り組みます。

2 施策の体系

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、基本方針に基づき、各自治体が自殺対策の基盤として実施することとされている「基本施策」、練馬区の実態に即した「重点施策」、自殺対策に資する「生きる支援の関連施策」を実施します。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

【基本方針(25 ページ～)】

- 1 関連施策の連携を強化する
- 2 区民・地域の理解を広げる
- 3 生きることの包括的な支援として推進する
- 4 練馬区の実態に即した取組を重点的に行う

【基本施策(28 ページ～)】

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 区民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援

【重点施策(39 ページ～)】

- 1 児童・生徒・学生をはじめとする若年者への支援
- 2 女性への支援
- 3 働き盛りの男性への支援
- 4 高齢者への支援
- 5 生活困窮者、無職者・失業者への支援
- 6 自殺未遂者への支援

【生きる支援の関連施策(63 ページ～)】

基本施策...区市町村が共通して取り組むべき施策

重点施策...練馬区の実態に即した施策

生きる支援の関連施策...自殺対策に関連して生きる支援につながる施策

3 基本施策

国が、各自治体とも共通して実施することが望ましいと示している項目について、区の基本施策として取り組みます。

(1) 地域におけるネットワークの強化



「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、関係者が自殺対策において果たすべき役割を自覚し、相互に連携・協働して総合的に自殺予防に取り組むことが必要です。また、それぞれの関係者が参加する会議体等において自殺対策を取り上げるよう呼びかけるなどして課題を共有し、相互に連携・協力していく仕組みを構築します。

関係機関等の連携体制の構築

ア 自殺対策推進会議 【保健予防課】

保健・医療・福祉・教育等の関係者・関係団体や学識経験者を構成員とする自殺対策推進会議を開催し、関係機関や民間団体等が課題を共有し、緊密に連携して自殺予防を総合的に推進する体制を構築します。

イ 自殺対策検討委員会 【保健予防課】

担任副区長を委員長とし、庁内の保健・医療・福祉・教育等の関係部署を委員とする検討委員会を開催し、各分野の部署が連携を図り、包括的かつ効果的に自殺対策を推進します。

各種相談窓口の連携

ア NPO法人が実施する自殺対策SNS相談事業との連携

【保健予防課】【保健相談所】 **新規**

NPO法人が実施する自殺対策SNS相談事業の相談者に対して、保健師とNPO法人が連携して支援に取り組みます。

イ 相談窓口への同行等による切れ目のない支援 【保健予防課】等関係部署

複数の問題を抱えた区民や外国人からの相談に対し、まずは相談を受けた職員がその人の話を聞きとり、悩みを受け止め、その窓口でできる支援を行います。必要に応じて適切なつぎの相談窓口へ同行するなどにより着実につなぎ、関連部署が連携して支援を行います。

1) 支援者向け手引きのさらなる周知・活用 【保健予防課】

自殺リスクを抱える人を早期に発見し、気持ちを受け止め、適切な相談機関につなぐために支援者向けの手引きを作成しています。手引きは、支援者や関係機関に配付するほか、税務課、収納課、国保年金課、経済課などの窓口・相談業務等を行う職員に一人一冊、配付します。また、窓口業務等の職員向けや相談員向けに実施するゲートキーパー養成講座で、手引きを用いて関係部署との連携方法等について具体例を示しながら講義します。

2) 関係機関による連携の強化 【保健予防課】【保健相談所】等

それぞれの支援策や役割を理解し、顔の見える関係づくりや情報交換を行えるよう、練馬区精神保健医療福祉連絡会、地域精神保健福祉関係者連絡会や地域包括支援センターの地域ケア会議等を開催し、連携を強化します。

ウ 支援関係機関の調整 【生活福祉課】

複合的な課題を抱える世帯への支援に当たり、関係機関の連携がうまくいかない場合は、区の連携推進担当が調整を行います。連携推進担当は、関係機関を招集して調整困難ケース検討会議を開催し、支援プランや役割分担を決定します（具体的な事例は30ページ参照）。

エ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【生活福祉課】

地域福祉コーディネーターを増員し、区内4か所の「ボランティア・地域福祉推進センター（コーナー）」に配置します。区民や地域団体から地域で気になる方などの情報を収集し、個別訪問を実施するほか、相談に応じ、適切な支援につなげます。

オ どこに相談してよいかわからない方の相談窓口 【生活福祉課】

ひきこもりや社会参加の難しさなど、どこに相談したらよいかわからない不安や悩みごとの相談に、「ボランティア・地域福祉推進センター（コーナー）」の地域福祉コーディネーターが応じます。お困りごとを一緒に考え、区内の各相談窓口や居場所を調べてつなぎます。

【参考】

事例紹介その1 関係機関の連携により支援を継続している事例

概要：周囲の人からの相談により行政等の関係機関が連携して支援を行い、現在も支援が継続している事例

支援者：生活サポートセンター/ボランティア・地域福祉推進コーナー(練馬区社会福祉協議会)、保健相談所、総合福祉事務所、民生委員

対象者：

Aさん 男性 単身 アパートでひきこもり生活
親からの経済支援が途絶え、貯金を切り崩して生活
希死念慮がある一方、生活保護を受給したくない

Bさん Aさんと同じアパートで生活 Aさんを心配

<支援の流れ>

BさんがAさんを心配し、総合福祉事務所とボランティア・地域福祉推進コーナーに相談



経済面、社会的孤立、メンタルに課題があることから、生活福祉課主催のケース検討会議を開催し、情報共有および役割分担を確認

参加者：総合福祉事務所、保健相談所、生活サポートセンター、ボランティア・地域福祉推進コーナー、民生委員

役割分担：ボランティア・地域福祉推進コーナー職員と保健相談所保健師がそれぞれAさん宅を訪問



ボランティア・地域福祉推進コーナー

家庭訪問時にAさんの好きな音楽の話をするなどして関係が深まり、Aさんは月1回、ボランティア・地域福祉推進コーナーに来訪するようになり、社会参加に向けて支援をしている

保健相談所

保健師がAさん宅に定期訪問。Bさんの相談にも乗り、不安軽減に努める

生活福祉課

ケース検討会議を主催し、進捗管理および情報共有を実施

現在も支援を継続中

実際の事例をベースにしています。

(2) 自殺対策を支える人材の育成



自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進するうえで基礎となる重要な取組です。ゲートキーパー養成講座の実施等により地域の連携や支援を担う人材の育成を推進します。養成講座は年度別に対象を変えるなど状況に応じて実施し、毎年度 350 人のゲートキーパーの養成を目指します。

また、養成講座で支援者のメンタルヘルスマネジメントに関する内容を充実するなど、ゲートキーパーが支援を行うに当たって負担を感じないよう努めます。

関係機関、関連職種、区民等を対象とした研修

ア 区民向けゲートキーパー養成講座 【福祉部管理課】【保健予防課】

自殺を考えている人のサインに気づき、話を聞き、専門機関や医療機関になくなど、支援を担うための人材を育成するため、区民向けゲートキーパー養成講座を実施します。また、つながるカレッジねりま（福祉分野）のなかで、自殺対策やゲートキーパーの役割等について学べる授業を行います。

イ 若年者向けゲートキーパー養成講座 【保健予防課】

区の若年者の主な死因は自殺となっています。若年者のゲートキーパー育成を強化するため、高校生向けに役割を学ぶための講座を実施します。

ウ 経営者等向けメンタルヘルスケア講座 【経済課】【保健予防課】**新規**

区内経済団体と連携して、経営者、労務担当者を対象としたメンタルヘルスケア講座を実施します。

エ 教員向けゲートキーパー養成講座 【保健予防課】【教育指導課】

自殺の危険性の高い児童・生徒に気づいたときの対応方法などについての普及啓発を実施するため、教員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。

オ 窓口業務等の職員向けゲートキーパー養成講座

【区民事務所担当課】【税務課】【収納課】【国保年金課】【保健予防課】等保健福祉部門だけでなく、税務課、収納課、国保年金課などの窓口業務等に携わる職員を対象として、自殺に関する知識やうつ病等精神疾患への理解を深め、専門機関へつなぐゲートキーパー養成講座を実施します。講座では、支援者向け手引きを用いて関係部署との連携方法等についても具体例を示しながら講義します。

カ 相談員向けゲートキーパー養成講座 【経済課】【保健予防課】 **新規**

区民・事業者に接する相談員(産業融資専門員、消費生活相談員、経営相談員、労働相談員)を対象として、自殺に関する知識やうつ病等精神疾患への理解を深め、専門機関へつなぐゲートキーパー養成講座を実施します。講座では、支援者向け手引きを用いて関係部署との連携方法等についても具体例を示しながら講義します。

区職員の健康管理

ア 区職員の健康管理 【人材育成課】

悩みを抱える区民の支援者となる区職員に対して心身のケアを図るとともに、事業主として区職員の心身の健康の維持増進に資するため、採用2年目職員向け「レジリエンス(心の抵抗力)研修」や管理監督者向け「メンタルヘルス ラインケア研修」を年一回実施します。加えて、精神疾患のハイリスク層(異動者、若手職員等)への面談の実施やセルフケア関連の情報提供、不調者発生時の初期対応の流れを明確化・統一化したラインケアシートの活用促進等により、組織を挙げてメンタルヘルス対策に取り組めます。

(3) 区民への啓発と周知



自殺に追い込まれることは誰にでも起こり得る危機ですが、一般には特別な人だけの問題としてとらえられがちです。命や暮らしの危機に陥った人が誰かに相談できるようにするためには、どこにどのような相談窓口があるかを広く周知することが重要です。あらゆる機会をとらえて、相談窓口の情報を提供し、区民が自殺対策についての理解が深められるよう積極的に普及啓発を図っていきます。

リーフレット等の作成と活用

ア 相談窓口を周知するリーフレット等の作成 【保健予防課】

個々の状況に合わせた適切な支援につなげられるよう、様々な相談窓口を一覧できるリーフレットを作成します。リーフレットは区立施設や関係機関で配布するほか、薬局などにも配置を依頼します。また、区ホームページに悩みの内容ごとの相談窓口を掲載し、SNSによる周知に取り組みます。

イ SNS相談（東京都等）の周知 【保健予防課】

東京都が実施するSNS相談や民間団体が実施している相談窓口について、区ホームページや上記リーフレットへの掲載などにより周知を図ります。

区民向けの講演会やキャンペーン等の実施

ア 自殺防止キャンペーン 【保健予防課】

9月の自殺予防週間に合わせて、鉄道事業者と連携し区内の駅で自殺予防に関する普及啓発活動を実施します。また、3月の自殺対策強化月間に合わせて、区役所でのパネル展示や公設掲示板へのポスター掲示を実施します。

イ こころといのちの講演会 【保健相談所】

3月の自殺対策強化月間に、こころといのちに関する講演会を実施します。

ウ 区立図書館での図書展示 【光が丘図書館】

9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、図書館でポスターの掲示や自殺防止に関連する図書を展示し、周知を図ります。

多様な媒体を活用した啓発（SNS、区報、区ホームページ等）

ア LINEやアプリ等を活用した情報発信の強化

【保健予防課】【健康推進課】

区公式LINEや電子母子手帳アプリ「ねりますくすくアプリ」、区民の健康づくりを応援するためのアプリ「ねりまちてくてくサプリ」等を活用し、相談窓口やこころの健康づくりに関する情報を提供します。

イ 区報・区ホームページ等の活用による周知

【広聴広報課】【保健予防課】【保健相談所】

9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に、区報や区ホームページ等に自殺予防に関して理解を深める啓発記事や相談窓口を掲載し、周知を図ります。

ウ 「わたしの便利帳」への掲載 【広聴広報課】【保健予防課】【保健相談所】

「わたしの便利帳」に、生きるための支援に関する相談窓口を掲載し、周知を図ります。

こころの悩みを抱えた方への相談支援体制の強化

ア 精神保健相談、酒などの依存・家族相談、うつ相談 【保健相談所】

精神科医師による相談や保健師による相談を実施し、必要な関係機関につなぎ、継続して支援を行います。また、家族会の開催等により、家族への支援も行います。

イ アウトリーチ（訪問支援）事業 【保健相談所】

自ら受診や相談のできない方と家族に対して、地域精神保健相談員や保健師など多職種が連携して訪問支援を実施し、必要な医療やサービスにつなげていきます。

ウ ストレスチェック表の活用 【保健予防課】【保健相談所】

区が作成したストレスチェック表を用いて、区民自身が自分の心の状態に関心を持ち、うつ病などを早期発見できるように周知します。

エ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場の設置 【保健予防課】【保健相談所】

健康・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進める仕組みをつくっていきます。

人権に関する啓発・支援

ア 新成人向け人権啓発小冊子の配布 【人権・男女共同参画課】

性の多様性、男女共同参画、ハラスメント、インターネットにかかわるトラブル、デートDV、性犯罪・性暴力被害などの人権課題について理解増進を図るとともに、各種人権侵害をされた際や悩みを抱えている場合の相談先を記載した小冊子を成人式に配布しています。

イ 男女共同参画情報紙「MOVE」(中学生向け特別号)の配布

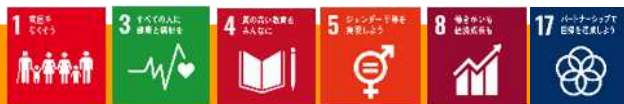
【人権・男女共同参画課】

性別にとらわれない生き方や性の多様性、性暴力や相談先等の情報をまとめた「MOVE」(中学生向け特別号)を区立中学校の全生徒に配布し、必要な情報源とするとともに適切な相談・支援につないでいます。

ウ 若年層への暴力の防止に関する啓発 【人権・男女共同参画課】

「デートDV啓発リーフレット」や「保護者向け性暴力被害防止リーフレット」を配布しています。また、中学校向け出前講座「デートDV防止講座」を実施しています。

(4) 生きることの 促進要因への支援



自殺対策には、「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らす取組と「生きることの促進要因」を増やす取組をあわせて行うことが必要です。地域における人と人のつながりや安心して受け入れられる居場所づくりなどにより自殺リスクを低下させ、地域全体で「生きることへの包括的な支援」を推進します。また、自死遺族に対する支援を強化します。

地域における居場所づくり

ア 地区区民館 【地域振興課】

地区区民館は、乳幼児から高齢者までが利用できる地域施設です。児童館機能や敬老館機能とともに、地域のつながりづくりのきっかけとなる地域住民の相互交流や自主的活動の場を提供します。

イ 街かどケアカフェ 【高齢者支援課】

地域包括支援センターが併設する区立施設内の「常設型」、地域団体等が運営する「地域サロン型」、地域包括支援センターが地域に出向いて活動する「出張型」の3つの街かどケアカフェにおいて、高齢者の介護予防・健康づくりのための事業を実施します。

併せて、高齢者をはじめとする地域住民の交流の場を提供し、安心して地域で暮らせるよう支援します。

ウ はつらつセンター、敬老館 【高齢社会対策課】

健康づくりやレクリエーション等の事業や活動の場を提供することで、高齢者の交流や社会参加を促進します。近年話題となっているeスポーツゲームを活用し、利用者同士の交流を図ります。また、施設対抗eスポーツゲーム大会を開催し、他の施設利用者とのオンライン上で交流する機会を設けます。

エ 子育てのひろば 【子ども家庭支援センター】

学童クラブ室活用型子育て支援事業(通称にこにこ) 【子育て支援課】

0～3歳の乳幼児とその保護者などを対象として、子育ての相談を行うとともに、情報交換や親同士の仲間づくりの場を提供します。

オ 学童クラブ、ひろば事業 【子育て支援課】

保護者や子どもの状況を把握することで、問題を早期に発見し、適切な相談機関への橋渡しを行います。また、悩みを抱える子どもたちを見守り、安心して過ごせる居場所を提供します。

カ 練馬こどもカフェ 【こども施策企画課】

民間カフェ等と協働し、子どもが学び、遊ぶ機会や、保護者が交流したり、リラックスできる環境を提供します。地域の保育士や幼稚園教諭等が子育て講座や育児相談等を実施し、家庭で子育てをする保護者を支援します。

キ 児童館 【子育て支援課】

様々な遊びの提供や乳幼児と保護者、小学生、中高生等の各世代に向けた事業を行うなかで、子どもや保護者の悩みを受け止め、子どもの健やかな成長と子育てを支援します。

ク ねりま若者サポートステーション（若者自立支援事業） 【青少年課】

ねりま若者サポートステーション（若者自立支援事業）では、ひきこもり状態等にある若者等（15歳～49歳）に居場所を提供するほか、若者や保護者等からの相談や、精神保健福祉士等による心理相談を行います。

また、本事業により就労された方を招いたセミナーを行うなど、就労に向けた支援プログラムを充実します。就労にあたっては、マッチング支援や職場体験等の支援を行うとともに、職場での定着もサポートします。

ケ 障害者地域生活支援センター 【障害者施策推進課】

オープンスペースや各種プログラムの提供、生活上の相談などを行うことで障害のある方やその家族が地域で孤立せず、安心して生活を送ることができるよう関係機関と連携して支援します。

コ あすはステーション 【生活福祉課】

長期間ひきこもり状態にある方等の社会参加のきっかけづくりとなるよう、居場所提供から就労準備・職場定着支援まで行う「あすはステーション」を区西部地域に増設します。

サ 男女共同参画センター 【人権・男女共同参画課】

男女共同参画について学ぶ場の他、自主活動や仲間づくりの場として利用できる施設です。講座やワークショップを通して、生きづらさを抱える女性の支援や子育て中の母親の孤立予防とした交流の場を提供しています。また、相談室では、家族の問題・人間関係などの様々な相談に応じています。

シ 練馬区社会福祉協議会による地域づくり 【福祉部管理課】

練馬区社会福祉協議会は、課題を抱えている方が地域で孤立しないよう、地域の住民や活動団体が進める見守りや助け合いなどの小地域福祉活動を支援し、地域のつながりの充実を図ります。

ス 外国人に開かれた地域づくり 【企画課】 **新規**

国籍や言語、文化などの違いも受け入れて、だれもが心豊かに暮らせるよう、外国人に開かれた地域づくりに向けた新たな方針を策定します。

セ 民間団体の活動との連携 【協働推進課】

こども食堂や相談情報ひろばなど、区内では民間団体により、地域の中で様々な居場所づくりに関連する活動が活発に行われています。こうした民間団体の活動とも連携して、困難を抱える人を支援につなげます。

遺された方への支援

ア 自死遺族への情報提供 【保健予防課】

大切な人を亡くされた方へ東京都が実施する「とうきょう自死遺族総合支援窓口」の周知を行います。また、NPO法人が実施する相談窓口や家族等のつどいの場についても周知します。

イ 「おくやみハンドブック」による相談窓口等の周知 【戸籍住民課】

「おくやみハンドブック」を通して、大切な人を亡くされた方へ相談窓口や家族等のつどいの場を周知します。

ウ 区民相談、保健師による相談支援 【広聴広報課】【保健相談所】

弁護士による法律相談など各種の専門家による区民相談や、保健相談所の保健師による相談支援等により、遺された人を支援します。また、保健師等専門職に対して研修会等を実施し、支援力の向上を図ります。

4 重点施策

第2章で示した練馬区の自殺の現状を踏まえ、「児童・生徒・学生をはじめとする若年者」「女性」「働き盛りの男性」「高齢者」「生活困窮者、無職者・失業者」「自殺未遂者」について、将来的な自殺のリスクを低減することができるよう重点的に施策を進めます。

重点施策の対象となる方は、複雑化・複合化した課題を抱える場合が多くあります。重点施策を進めるにあたっては、基本方針に基づき、関連施策の連携を一層強化し、関係団体・関係機関、区民、地域団体等と協力して取り組んでいきます。

(1) 児童・生徒・学生をはじめとする若年者への支援



児童・生徒・学生が直面する問題は虐待・貧困・いじめ・家族関係の不和等様々で、これらの問題は解決されずにいると将来の自殺リスクを高める要因となります。いじめ対策や虐待防止対策に加え、子どもが将来に抱える(可能性のある)様々な問題やストレスに自らが SOS を発することができるよう、相談先の周知や教育および啓発に取り組みます。保護者に対しても相談支援を実施し、子どもが出した SOS に大人が気づき受け止められるよう普及啓発活動に取り組みます。

若年者は、学業や就職等の重要なライフイベントに直面することや、義務教育の終了で地域社会や学校等のつながりがなくなること等様々な要因により、自殺リスクが高まるとされています。また、この時期に引きこもりが始まり、適切な相談や支援につながらないままとなることも少なくありません。

義務教育終了後からおおむね若年者等までの方に対する相談支援や居場所づくり等により、生きる支援を推進します。

いじめ防止対策の強化

ア 子ども相談アプリ 【教育指導課】【学校教育支援センター】

区ホームページの「いじめ相談」のページからメールによる相談を受信し、問題の改善・解決に向けて、学校への連絡や教育相談室等相談機関を紹介しします。

また、区立小中学校の児童・生徒に配備しているタブレットパソコン等を利用して、双方向のチャット形式で友達のこと、学校のこと、家族のことなど、匿名でなんでもカウンセラーに相談ができ、様々な悩みや困りごとを抱えた児童生徒が安心して相談ができるようにします。

イ いじめ問題対策 【教育指導課】

「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」に基づき、保護者・地域・関係機関と連携していじめの未然防止と早期発見に取り組みます。いじめが発生した場合には、被害者の側に寄り添い、組織で対応し、いじめる側への実効性のある指導、周囲の児童・生徒の心理を把握したうえで指導を行います。各校の学校いじめ対策推進教員に対する研修会等を実施することで、いじめに対する指導力の向上を図ります。障害がある子どもや外国人、性的マイノリティ等、特に配慮が必要な児童・生徒については、適切な支援を行います。

児童虐待防止対策の強化

ア 迅速かつ一貫した児童虐待への対応強化 【子ども家庭支援センター】

区による地域に根差したきめ細かい寄り添い支援と、都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせ、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を目指し、取組を進めています。令和2年7月に、子ども家庭支援センター内に、都区共同の虐待対応拠点を設置し、令和3年8月からは虐待通告の振り分けを開始し、都区の職員が合同で緊急受理会議を行い、初期対応機関を決定するなど、都児童相談所との連携強化を図っています。

令和6年度には、東京都が「(仮称)東京都練馬児童相談所」を区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置します。都区の緊密な連携をさらに深め、児童相談体制を充実・強化していきます。

イ 要保護児童対策地域協議会 【子ども家庭支援センター】

地域の関係機関により要保護児童対策地域協議会を組織し、要保護児童等に関する支援や児童虐待の防止と早期発見、問題解決のための援助に取り組みます。

ウ 養育支援家庭訪問事業、要支援家庭ショートステイ事業

【子ども家庭支援センター】

要保護児童対策地域協議会において支援が必要と判断された要支援家庭に対し、ヘルパーの派遣や児童のショートステイを実施し、保護者を支援します。

子どもが相談できる場の周知や居場所等の提供

ア 子供相談カードの配布 【学校教育支援センター】

電話相談・子ども相談アプリの案内カードを、区立小・中学校の児童・生徒に個別配布します。

イ スクールソーシャルワーク事業 【学校教育支援センター】

社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーが、さまざまな課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。

ウ スクールカウンセラー配置事業 【学校教育支援センター】

児童および生徒の臨床心理に関して、専門的な知見を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善および解決ならびに学校内の教育相談体制等の充実を図ります。

エ 心のふれあい相談員配置事業 【学校教育支援センター】

スクールカウンセラーの職務を補完するため、区立小中学校に心のふれあい相談員を配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善および解決ならびに学校内の教育相談体制等の充実を図ります。

オ 適応指導教室 【学校教育支援センター】

不登校児童・生徒に対して心の安定を図るための相談活動や集団生活への適応を図るための創作活動、レクリエーション・スポーツなどのグループ活動や一人一人が希望する学習活動を行い、社会的自立ができるよう支援します。

カ 居場所支援事業 【学校教育支援センター】

適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校児童・生徒が過ごせる場所として、「居場所ぱれっと」を設け、生活習慣、学習習慣の形成や社会性を形成するための支援を行います。

キ 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業

【生活福祉課】【総合福祉事務所】【学校教育支援センター】

家庭環境や学習面等での課題がある生活保護世帯等の子どもを対象に、個別訪問支援、学習支援、居場所支援による課題解決に向けた支援を実施します。

学校教育支援センターでは、生活保護世帯および就学援助の準要保護世帯の中学3年生を対象に「中3勉強会」を実施します。

ク ヤングケアラーへの支援の充実

【教育指導課】【学校教育支援センター】【子ども家庭支援センター】

【福祉部】【高齢施策担当部】【健康部】【こども家庭部内の支援を実施する課】

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、学校とスクー

ルソーシャルワーカーの連携を強化します。ヤングケアラーチェックシートを活用し、関係機関が円滑に連携できるようにします。

子ども家庭支援センターでは、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラーチェックシート等により把握した子どもの状況を踏まえ、必要に応じて、情報共有と支援の調整を図り、支援方針を決定します。

子どもが担っているケアの負担を軽減するため、介護保険法や障害者総合支援法に基づくホームヘルプ・ショートステイなど、福祉・教育・子育て等の関係者が連携し、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援につなげます。

児童生徒の SOS の出し方教育の実施

ア 子ども SOS 教育 【教育指導課】

自殺予防をテーマに、「SOS の出し方に関する教育の推進について」と題した東京都作成の DVD を活用した授業を行います。

また、授業を実施する教員の専門性を高めるために、生活指導担当者連絡会において、自殺予防に関わる研修を実施します。

イ 学校と保健相談所等の関係機関との連携

【保健相談所】【教育指導課】【子ども家庭支援センター】等

子どもの SOS に気づき、早期に対応し、適切な支援につなげられるよう、学校、子どもの関係機関、保健相談所等の関係機関と連携します。

ウ 児童虐待 SOS 【子ども家庭支援センター】

子どもの SOS に早期に対応して、適切な支援につなげるため、区ホームページに「虐待通告専用フリーコール」を掲載します。

身近な大人への支援体制の強化

ア 子ども家庭支援センターの総合相談および情報提供

【子ども家庭支援センター】

保護者と子どもを対象に、子どもと家庭の総合相談事業を実施しています。また、子育てに関する様々な相談に応じるすくすくアドバイザーを 4 か所の地域子ども家庭支援センターに配置しています。

子育てのひろば「ぴよぴよ」、子どもの発達に不安のある保護者と子どもが利用できる「のびのびひろば」を設け、親子の交流の場を提供します。

イ 教育相談 【学校教育支援センター】

教育相談室（4 か所）で、いじめや不登校、言葉や発達の遅れ、学習の悩みなどを、教育・心理・医療の専門相談員が相談に応じます。

ウ 教員向けゲートキーパー養成講座 【保健予防課】【教育指導課】**再掲**

自殺の危険性の高い児童・生徒に気づいたときの対応方法などについての普及啓発を実施するため、教員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。

若年者が相談できる場の提供と周知

ア 新成人向け人権啓発小冊子の配布 【人権・男女共同参画課】 **再掲**

性の多様性、男女共同参画、ハラスメント、インターネットにかかわるトラブル、デートDV、性犯罪・性暴力被害などの人権課題について理解増進を図るとともに、各種人権侵害をされた際や悩みを抱えている場合の相談先を記載した小冊子を成人式に配布しています。

イ 男女共同参画情報紙「MOVE」(中学生向け特別号)の配布

【人権・男女共同参画課】 **再掲**

性別にとらわれない生き方や性の多様性、性暴力や相談先等の情報をまとめた「MOVE」(中学生向け特別号)を区立中学校の全生徒に配布し、必要な情報源とするとともに適切な相談・支援につないでいます。

ウ 若者自立支援事業 【青少年課】 **再掲**

ねりま若者サポートステーション(若者自立支援事業)では、ひきこもり状態等にある若者等(15歳~49歳)に居場所を提供するほか、若者や保護者等からの相談や、精神保健福祉士等による心理相談を行います。

また、本事業により就労された方を招いたセミナーを行うなど、就労に向けた支援プログラムを充実します。就労にあたっては、マッチング支援や職場体験等の支援を行うとともに、職場での定着もサポートします。

エ 思春期・ひきこもり相談 【保健相談所】

思春期やひきこもりなどの心の問題を抱える人やその家族を対象に、専門医や保健師によるグループ相談や個別相談を実施します。また、若年者自身のこころの悩みの相談にも対応します。

オ 大人の発達障害の相談 【保健相談所】

発達障害に悩みを持つ人やその家族に対して、専門医や保健師による相談を実施します。

カ 若者総合相談（東京都）等の周知 【保健予防課】

東京都若者総合相談センターは、若年者の相談を電話、メール、面接により広く受け止め、必要に応じて、専門の支援機関を紹介しています。また、警視庁少年相談室では、24時間年中無休のヤング・テレホン・コーナーを実施しています。これらの相談先についても、区ホームページ等で周知します。

若年者への支援体制の強化

ア NPO法人が実施する自殺対策SNS相談事業との連携

【保健予防課】【保健相談所】 **新規** **再掲**

NPO法人が実施する自殺対策SNS相談事業の相談者に対して、保健師とNPO法人が連携して支援に取り組みます。

イ 若年層への暴力の防止に関する啓発 【人権・男女共同参画課】 **再掲**

「デートDV啓発リーフレット」や「保護者向け性暴力被害防止リーフレット」を配布しています。また、中学校向け出前講座「デートDV防止講座」を実施しています。

ウ 若年者向けゲートキーパー養成講座 【保健予防課】 **再掲**

区の若年者の主な死因は自殺となっています。若年者のゲートキーパー育成を強化するため、高校生向けに役割を学ぶための講座を実施します。

エ アウトリーチ（訪問支援）事業 【保健相談所】 **再掲**

自ら受診や相談のできない方と家族に対して、地域精神保健相談員や保健師など多職種が連携して訪問支援を実施し、必要な医療やサービスにつなげていきます。

オ 若者自立支援事業 【青少年課】 **再掲**

ねりま若者サポートステーション（若者自立支援事業）では、ひきこもり状態等にある若者等（15歳～49歳）に居場所を提供するほか、若者や保護者等からの相談や、精神保健福祉士等による心理相談を行います。

また、本事業により就労された方を招いたセミナーを行うなど、就労に向けた支援プログラムを充実します。就労にあたっては、マッチング支援や職場体験等の支援を行うとともに、職場での定着もサポートします。

カ 若年女性への支援の強化 【人権・男女共同参画課】【生活福祉課】

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるようにするため、困難女性支援に関する基本計画を策定し、支援調整機能の強化や居場所事業等を実施します。

青少年の活動と交流の場の提供

ア 青少年館 【青少年課】

青少年を対象としたダンス教室、ミニライブなど様々な講座や催しを行うとともに、学習、趣味、スポーツなど気軽に利用できる施設の開放などを行い、青少年が集える場を提供しています。また、知的障害や肢体不自由のある方の生活を豊かにする青年学級を実施しています。

イ 社会を明るくする運動の推進 【青少年課】

犯罪や非行の防止と更生の援助を中心とした法務省が主唱する運動です。区では、青少年関係団体・機関による「練馬区推進委員会」を設置し、毎年7月に「フェスティバル」、「つどい」などを行います。

(2) 女性への支援



練馬区の女性の自殺者数は、令和元年以降増加傾向にあります。「地域自殺実態プロファイル」(14ページ参照)によれば、自殺者数の多い集団の第3位は「女性40～59歳無職同居」となっています。また、「『令和4年度自殺対策白書』の新型コロナウイルス感染拡大下の自殺の動向」によると、有職女性の自殺が増えた背景に仕事と家庭の両立に係る生活環境の変化等の影響があると考えられること、有効求人倍率の低下が無職の女性死亡率の上昇と統計的に関係していることが明らかとなっています。

女性には性被害・産後うつ・DV・子育てや介護の負担が重くなりがちであるなど、特有の自殺リスクがあります。女性が直面する可能性のある様々な困難に対して、支援や相談窓口および普及啓発活動の充実を図ります。

妊産婦への支援

ア **ねりますくすくアプリ**での情報提供 【健康推進課】【保健予防課】 **新規**

電子母子手帳アプリ「ねりますくすくアプリ」でこころの健康づくりに関する情報等を提供します。

イ **妊婦全員面談** 【健康推進課】【保健相談所】

妊娠届出時に保健師等の専門職が面談を行い、支援が必要と思われる妊婦を早期に把握し、妊娠中から継続して支援します。特に、若年妊娠や予期せぬ妊娠、病気や育児に不安がある場合などには早期に個別支援を開始します。

また、妊娠8か月頃の妊婦にアンケートを送付し、希望者に電話や来所などによる面談を行います。

ウ **産後ケア事業** 【健康推進課】【保健相談所】

出産後の体調不良や育児に不安がある産後1年未満の母子を対象に、助産師のいる施設で母子ショートステイ(宿泊)や母子デイケア(通所)、助産師が自宅を訪問する産後ケア訪問により母子の支援を行います。

エ **保健相談所の母子保健事業** 【保健相談所】

産後うつ病は、産後3か月以内に発症することが多いことから、生後2か月～4か月児健診前の乳児の保護者を対象に2か月児相談を行い、育児等の不安感や孤立感を軽減します。また、健診や相談等を通じてからだの変化や子育ての不安等について保健師が相談に応じ、子育て等の不安を軽減します。必要に応じて、関係機関と連携しながら支援を継続していきます。併せて、子育て世

帯が気軽に相談や問合せができるよう、オンラインやチャットボットによる案内を実施します。

子育て期の支援

ア 子ども家庭支援センターの総合相談および情報提供

【子ども家庭支援センター】 **再掲**

保護者と子どもを対象に、子どもと家庭の総合相談事業を実施しています。また、子育てに関する様々な相談に応じるすくすくアドバイザーを、4か所の地域子ども家庭支援センターに配置しています。

子育てのひろば「ぴよぴよ」、子どもの発達に不安のある保護者と子どもが利用できる「のびのびひろば」を設け、親子の交流の場を提供します。

イ 子育て相談 【保育課】

区立保育園において、乳幼児の保育に関する相談を行います。相談者の状況に応じて、関係機関(保健相談所・子ども家庭支援センター等)を紹介します。

ウ 子育て中の女性向け講座 【人権・男女共同参画課】

子育て中の母親を対象に、自身を見つめ、これからの生き方を考えるための気付きの機会を提供する講座です。また、子育て中の母親の孤立化を防ぐため、参加者同士の交流の場を提供しています。

女性への支援と居場所づくり

ア 男女共同参画センターでの講座等の開催 【人権・男女共同参画課】

職場や家庭の中で、生きづらさや働きづらさを抱える女性に対し、自立への道程を考える機会となる講座を開催しています。また、孤立感の解消にむけ、当事者同士の交流を通じた居場所づくりを支援しています。

イ 若年女性への支援の強化 【人権・男女共同参画課】【生活福祉課】 **再掲**

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるようにするため、困難女性支援に関する基本計画を策定し、支援調整機能の強化や居場所事業等を実施します。

男女共同参画センター相談事業

ア 一般相談(総合相談) 【人権・男女共同参画課】

家族の問題、職場や学校などの人間関係、性的マイノリティに関すること等、様々な悩みや困っていることについて、相談者の状況に応じて必要な助言、支援先の案内を行っています。

イ 専門相談（心の相談） 【人権・男女共同参画課】

相談者の心の悩みや問題に対し、相談者が自分自身の力で解決していけるよう、必要な助言その他の適切な援助を行っています。

ウ 専門相談（DV 専門相談） 【人権・男女共同参画課】

配偶者等の暴力に対する悩みや問題に対し、相談者が自分自身の力で解決していけるよう、必要な助言その他の適切な援助を行っています。

人権・男女共同参画周知啓発事業

ア 家庭生活における男女協働の推進 【人権・男女共同参画課】

家事や育児、介護などを女性が担うことが多くなっています。そこで、家事等が女性の負担となることを防ぐため「お父さんの子育て講座」や家事シェアリーフレットの配布など男性への啓発を行っています。

イ ワーク・ライフ・バランスの推進 【人権・男女共同参画課】

仕事、子育て、介護、自己研鑽、地域活動など、自分が希望するバランスで生活ができる「ワーク・ライフ・バランス」推進のため、事業者向けセミナーや啓発紙の配布、中小企業サポートガイドブックへのコラム掲載などを行っています。

ウ 女性の就労、再就職、能力開発の支援 【人権・男女共同参画課】

就職に向けたパソコン講座やハローワークとの共催セミナー、起業家セミナーなど様々な講座を実施しています。また、国や東京都、区の情報をまとめた「女性のお仕事お役立ち BOOK」を配布しています。

エ 男女平等や女性活躍の推進 【人権・男女共同参画課】

男女平等や女性活躍に関する情報を掲載した「女性手帳」を毎年作成し、配布しています。また、「男女共同参画の集い・ねりまフォーラム」や「男女共同参画センターえーるフェスティバル」などの啓発事業を毎年実施しています。

オ 新成人向け人権啓発小冊子の配布 【人権・男女共同参画課】 再掲

性の多様性、男女共同参画、ハラスメント、インターネットにかかわるトラブル、デートDV、性犯罪・性暴力被害などの人権課題について理解増進を図るとともに、各種人権侵害をされた際や悩みを抱えている場合の相談先を記載した小冊子を成人式に配布しています。

カ 若年層への暴力の防止に関する啓発 【人権・男女共同参画課】 再掲
「デートDV啓発リーフレット」や「保護者向け性暴力被害防止リーフレット」を配布しています。また、中学校向け出前講座「デートDV防止講座」を実施しています。

(3) 働き盛りの男性への支援



練馬区では、働き盛りの男性の自殺者に占める割合が、第1次計画策定時と比較して大幅に増加しています(13ページ参照)。相談につながりやすくなる取組や職場におけるメンタルヘルス対策等により、働き盛りの男性への支援を実施します。

働き盛りの男性への支援体制の強化

ア NPO法人が実施する自殺対策SNS相談事業との連携

【保健予防課】【保健相談所】 **新規** **再掲**

NPO法人が実施する自殺対策SNS相談事業の相談者に対して、保健師とNPO法人が連携して支援に取り組みます。

イ 相談員向けゲートキーパー養成講座

【経済課】【保健予防課】 **新規** **再掲**

区民・事業者に接する相談員(産業融資専門員、消費生活相談員、経営相談員、労働相談員)を対象として、自殺に関する知識やうつ病等精神疾患への理解を深め、専門機関へつなぐゲートキーパー養成講座を実施します。講座では、支援者向け手引きを用いて関係部署との連携方法等についても具体例を示しながら講義します。

ウ 経営者等向けメンタルヘルスケア講座

【経済課】【保健予防課】 **新規** **再掲**

区内経済団体と連携して、経営者、労務担当者を対象としたメンタルヘルスケア講座を実施します。

エ 区職員の健康管理 【人材育成課】 **再掲**

悩みを抱える区民の支援者となる区職員に対して心身のケアを図るとともに、事業主として区職員の心身の健康の維持増進に資するため、採用2年目職員向け「レジリエンス(心の抵抗力)研修」や管理監督者向け「メンタルヘルス ラインケア研修」を年一回実施します。加えて、精神疾患のハイリスク層(異動者、若手職員等)への面談の実施やセルフケア関連の情報提供、不調者発生時の初期対応の流れを明確化・統一化したラインケアシートの活用促進等により、組織を挙げてメンタルヘルス対策に取り組みます。

子育て期の支援

ア 子ども家庭支援センターの総合相談および情報提供

【子ども家庭支援センター】 **再掲**

保護者と子どもを対象に、子どもと家庭の総合相談事業を実施しています。また、子育てに関する様々な相談に応じるすくすくアドバイザーを、4か所の地域子ども家庭支援センターに配置しています。

子育てのひろば「ぴよぴよ」、子どもの発達に不安のある保護者と子どもが利用できる「のびのびひろば」を設け、親子の交流の場を提供します。

イ 子育て相談 【保育課】 **再掲**

区立保育園において、乳幼児の保育に関する相談を行います。相談者の状況に応じて、関係機関(保健相談所・子ども家庭支援センター等)を紹介します。

男女共同参画センター相談事業

ア 男性のための相談 【人権・男女共同参画課】

家庭内のことや仕事についてのことなど男性が抱える様々な悩みについて、専用の相談窓口を設置し、相談者の状況に応じて必要な助言、支援先の案内を行っています。

イ 一般相談(総合相談) 【人権・男女共同参画課】 **再掲**

家族の問題、職場や学校などの人間関係、性的マイノリティに関すること等、様々な悩みや困っていることについて、相談者の状況に応じて必要な助言、支援先の案内を行っています。

ウ 専門相談(心の相談) 【人権・男女共同参画課】 **再掲**

相談者の心の悩みや問題に対し、相談者が自分自身の力で解決していけるよう、必要な助言その他の適切な援助を行っています。

エ 専門相談(DV専門相談) 【人権・男女共同参画課】 **再掲**

配偶者等の暴力に対する悩みや問題に対し、相談者が自分自身の力で解決していけるよう、必要な助言その他の適切な援助を行っています。

人権・男女共同参画周知啓発事業

ア 家庭生活における男女協働の推進 【人権・男女共同参画課】 **再掲**

家事や育児、介護などを女性が担うことが多くなっています。そこで、家事等が女性の負担となることを防ぐため「お父さんの子育て講座」や家事シェアリーフレットの配布など男性への啓発を行っています。

イ ワーク・ライフ・バランスの推進 【人権・男女共同参画課】 再掲

仕事、子育て、介護、自己研鑽、地域活動など、自分が希望するバランスで生活ができる「ワーク・ライフ・バランス」推進のため、事業者向けセミナーや啓発紙の配布、中小企業サポートガイドブックへのコラム掲載などを行っています。

ウ 男女平等や女性活躍の推進 【人権・男女共同参画課】 再掲

男女平等や女性活躍に関する情報を掲載した「女性手帳」を毎年作成し、配布しています。また、「男女共同参画の集い・ねりまフォーラム」や「男女共同参画センターえーるフェスティバル」などの啓発事業を毎年実施しています。

(4) 高齢者への支援



高齢者は、退職や失業による生活困窮、身体疾患、介護、配偶者をはじめとした家族との死別や離別等、複数の困難を抱えることが多くなるため、支援が求められます。しかし、地域とのつながりが薄く孤立していたり、認知症のため自ら支援を求めることができなくなったりするなど、なかなか支援につながりにくい場合があります。また、介護離職、高齢者の介護と育児を同時に抱える「ダブルケア」、長期のひきこもりや精神疾患をもつ子どもがともに高齢化する「8050問題」など、高齢者本人だけでなく世帯の複合的な課題も顕在化しています。

様々な課題を抱えながら生活する高齢者やその家族等、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、身近な地域における相談支援体制の確立や自ら相談に行くことが困難な高齢者への訪問支援、孤立を防ぎ社会参加を促進する通いの場の充実等、地域包括ケアシステムを深化・推進します。

包括的な相談支援体制の確立

ア 地域包括支援センターによる相談支援 【高齢者支援課】

健康づくり・介護予防の支援、自宅で医療と介護を受ける在宅療養や認知症の相談、区の高齢者サービスや介護保険の要介護認定申請の受付などを行い、地域の高齢者の総合的な相談窓口として、高齢者や家族の様々な悩みを受け止め、介護事業者や関係機関等と連携して支援します。

高齢者をよりきめ細やかに支えるため、令和6年度から、日常生活圏域を4地区から地域包括支援センターに合わせて27地区とします。支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ生活支援コーディネーターを、各地域包括支援センターに1名ずつ配置し体制を強化します。

今後も、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を、より身近で利用しやすい窓口で支援できるよう、高齢者人口の将来推計や地域の人口のバランスを考慮しながら、センターの増設、区立施設等への移転、担当地域の見直し等を進めます。

イ 介護事業所と連携した相談窓口の設置 【高齢者支援課】 **新規**

認知症高齢者グループホーム等において、認知症に精通した職員が、自宅に近い環境の中で認知症の方やその家族の相談を継続的に受けられるよう、介護事業者と連携し相談窓口を設置します。

ウ 民生委員による相談支援 【福祉部管理課】【総合福祉事務所】

民生委員は、困りごとの相談やひとり暮らし高齢者等の見守り訪問など、地

域の高齢者の支援を行っています。ゲートキーパー養成講座を受講して、自殺リスクのある方への対応の仕方を学び、地域で困難を抱えている人を適切な相談機関につなげます。

ひとり暮らし等高齢者や認知症高齢者、介護者への支援

ア ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業 【高齢者支援課】

ひとり暮らし高齢者等を対象に、地域包括支援センターに配置した訪問支援員および区民ボランティアが訪問し、個々の状況に応じた支援につなげ、孤立を防止するとともに、地域で見守る体制を整えます。

イ 認知症の理解・普及 【高齢者支援課】

認知症についての知識を広め、「認知症サポーター」を養成するなど、認知症の方や家族を支援する地域づくりを推進します。

また、認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするため、練馬区医師会と連携して、区内医療機関でもの忘れ検診を実施します。70歳および75歳の高齢者に加えて、70歳以上の希望者にも対象者を拡大し、検査結果に応じて地域包括支援センターが適切な支援につなぎます。

ウ 介護なんでも電話相談事業 【高齢者支援課】

相談技法を学んだ介護経験者が、介護家族等の介護の不安や悩みなどの相談に応じ、精神的な負担の軽減を図るほか、必要な支援などを案内します。

エ 介護学べるサロン 【高齢者支援課】

介護をしている家族等を対象に、気軽に足を運べる地域の介護施設などで気分転換や健康に役立つミニ講座を実施し、家族等の負担軽減を図ります。

オ 高齢者在宅生活あんしん事業 【高齢者支援課】

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方のうち、慢性疾患の方や要介護・要支援・総合事業対象者の方に、見守りと緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供する、「高齢者在宅生活あんしん事業」を実施します。

令和6年度から高齢者の熱中症対策の一つとして、室温・湿度が基準を超えると高齢者本人へ音声により注意喚起する機能を備えた新たな緊急通報システムを導入します。また、温湿度センサーやドアの開閉センサー等を備え、離れて暮らす家族がスマートフォン等により高齢者を見守ることができるICT機器の導入費用助成を開始します。

高齢者の社会参加の促進

ア 街かどケアカフェの運営 【高齢者支援課】 **再掲**

地域包括支援センターが併設する区立施設内の「常設型」、地域団体等が運営する「地域サロン型」、地域包括支援センターが地域に出向いて活動する「出張型」の3つの街かどケアカフェにおいて、高齢者の介護予防・健康づくりのための事業を実施します。

併せて、高齢者をはじめとする地域住民の交流の場を提供し、安心して地域で暮らせるよう支援します。

イ はつらつセンターや敬老館の運営 【高齢社会対策課】 **再掲**

健康づくりやレクリエーション等の事業や活動の場を提供することで、高齢者の交流や社会参加を促進します。近年話題となっているeスポーツゲームを活用し、利用者同士の交流を図ります。また、施設対抗eスポーツゲーム大会を開催し、他の施設利用者とのオンライン上で交流する機会を設けます。

ウ シルバー人材センター 【高齢社会対策課】

高齢者の経験・技能にふさわしい仕事を紹介し、社会参加を促進します。

エ シニアセカンドキャリア応援プロジェクト 【高齢社会対策課】

高齢者に就職やボランティア、地域活動などを紹介し、高齢者の希望に沿った社会参加に繋げる「シニアセカンドキャリア応援事業」を実施し、元気高齢者の活躍を応援します。

オ スマホアプリを活用した社会参加の支援および

デジタル格差解消を目指した取組 【高齢社会対策課】

フレイル予防スマホアプリ「フィット&ゴー」により、一人ひとりの興味関心に合ったイベントや介護予防事業の情報を発信し、社会参加や健康づくりの後押し、孤独になりがちな高齢者の外出・交流のきっかけとします。

また、高齢者のデジタル格差の早期解消を目指し、スマホ教室を短期集中的に実施するとともに、はつらつセンターにスマホ相談窓口を設置し、スマホの基本操作を気軽に相談できるようにします。

高齢者の健康増進支援

ア 高齢者みんな健康プロジェクト 【高齢者支援課】

区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、区に配置する保健師等医療専門職の高齢者保健指導専門員と地域包括支援センターが連携して、高齢者の健康について総合的な支援を行う「高齢者みんな健康プロジェクト」を実

施します。

保健師等の専門職を増員し、糖尿病重症化予防の支援対象者や健診・医療が未受診で介護などの支援を受けていない方などへの個別支援を強化します。また、練馬区薬剤師会との連携により、「重複・頻回受診」「多剤服薬」の方を対象に、服薬指導・健康相談を個別訪問や薬局窓口等で実施します。

(5) 生活困窮者、 無職者・失業者への支援



練馬区の過去5年（平成30年～令和4年）の自殺者の原因・動機において、男性では「経済・生活問題」が第2位となっています（15ページ参照）。

失業等による経済的困窮のほか、多重債務、家族との関係や病気の悩み等、様々な背景を抱える生活困窮者や無職者の中には、自殺リスクの高い人が少なくないことから、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援等と自殺対策との連携を強化します。

支援につながっていない方を必要な支援につなぐための連携

ア 窓口業務等の職員向けゲートキーパー養成講座

【区民事務所担当課】【税務課】【収納課】【国保年金課】【保健予防課】等

再掲

保健福祉部門だけでなく、税務課、収納課、国保年金課などの窓口業務等に携わる職員を対象として、自殺に関する知識やうつ病等精神疾患への理解を深め、専門機関へつなぐゲートキーパー養成講座を実施します。講座では、支援者向け手引きを用いて関係部署との連携方法等についても具体例を示しながら講義します。

イ 関係者による連携の強化 【地域振興課】【福祉部管理課】【保健相談所】等

自ら相談に行くことが難しい方や相談・支援につながりにくい方に対して、民生・児童委員や町会・自治会、各種地域団体などの支援者と関係機関の連携の強化を図り、問題が深刻化・複雑化する前に早期に発見して支援につなげます。

ウ 生活相談 【生活福祉課】【総合福祉事務所】

生活に困窮している方やひとり親世帯、女性、高齢者、障害者の方などの生活上の問題について相談に応じ、生活保護制度の対象となる方には保護を実施します。また、個々の状況に応じて支援を行い、関係機関につなげます。

エ ひとり親家庭総合相談 【生活福祉課】

ひとり親家庭における生活、就労、子育て等の生活全般にかかる課題を解決するため、専門相談員による相談を行います。総合相談窓口においては、ひとり親家庭の様々な相談に対応し、関係機関への適切な支援につなげます。また、未就学の子どもを抱えるひとり親世帯等、来所が難しい家庭には、希望により専門相談員が出張相談やオンライン相談にも対応します。

オ ひとり親家庭自立応援プロジェクトの深化 【生活福祉課】

令和4年度に実施したひとり親家庭ニーズ調査の結果を踏まえ、家賃負担を軽減するため、低廉な家賃の住居への転宅を希望する世帯に対し、引っ越し費用や敷金・礼金など転居に要する費用を助成します。子育てや家事などの支援ニーズにきめ細かく対応できるよう、ひとり親家庭ホームヘルプサービスを充実します。早期に区のひとり親支援策につなぐため、離婚前後の親を対象とした支援講座を実施します。養育費確保に向けた更なる支援として、ADR（裁判外紛争解決手続）利用支援事業を充実します。

カ 納税相談・保険料納付相談等 【収納課】

生活困窮等の事情により、納付が困難という相談を受けた際に、必要に応じて生活サポートセンターでの支援など、連携して対応します。また、定期的に生活サポートセンター、生活福祉課との打ち合わせを行い、効果的な困窮者支援について協議し、関係機関との連携を深めます。

キ 多重債務相談 【経済課】

消費生活センターでは、多重債務者の相談に応じて解決方法を提示し、専門的な解決方法が必要な場合は、弁護士会や司法書士会による相談センターなどへのつなぎを行うとともに、生活状況に応じて関係機関につなぎます。

ク 生活困窮者自立相談支援（生活サポートセンター） 【生活福祉課】

庁内各部署において生活困窮者を把握した場合には、生活サポートセンターにつなぎます。生活サポートセンターでは、生活に困窮する方の相談に応じ、相談者が必要とする情報の提供や関係機関の紹介、支援プランの作成等により、相談者が抱える課題の解決に向けた支援を実施します。オンラインでの相談にも対応します。

ケ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【生活福祉課】 再掲

地域福祉コーディネーターを増員し、区内4か所の「ボランティア・地域福祉推進センター（コーナー）」に配置します。区民や地域団体から地域で気になる方などの情報を収集し、個別訪問を実施するほか、相談に応じ、適切な支援につなげます。

コ 福祉資金の貸付 【総合福祉事務所】

災害や病気等で緊急に費用が必要となった方を対象とする「応急小口資金」、高齢者や障害者で入院中の医療費の支払が困難な方を対象とする「入院資金」、ひとり親家庭の生活安定のための「東京都母子および父子福祉資金」、女

性の経済的安定のための「練馬区女性福祉資金」の貸付を行い、生活困窮者を支援します。また、貸付相談を通して、関係機関を案内します。

「生きることの包括的な支援」の強化

ア 生活困窮者自立相談支援事業等 【生活福祉課】

生活サポートセンターでは、生活困窮者自立相談支援事業のほか、生活に困窮する方の状況に応じて、住まいの確保や就労支援、生活支援など、課題の解決に向けた支援を実施します。

1) 生活困窮者住居確保給付金の支給

離職、自営業の廃止または個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した者または住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当額を支給するとともに、就労支援を実施します。

2) 生活困窮者家計改善支援事業

家計のやりくりで課題を抱える生活に困窮している方からの相談に応じ、「家計表」を活用して家計状況を見える化し、家計再生に向けた計画を立てること等により、相談者自らが家計管理できるよう支援を実施します。

イ 生活困窮者就労準備支援事業 【生活福祉課】

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、生活習慣の形成やビジネスマナーの習得等の訓練を実施します。事業の利用相談は、生活サポートセンターが行います。

ウ 生活困窮者一時生活支援事業 【生活福祉課】【総合福祉事務所】

総合福祉事務所では、一定の住居を持たない収入・資産が一定基準未満の方に対し、最長6か月間、自立支援センターにおいて衣食住の提供と就労支援等を実施します。

エ 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業

【生活福祉課】【総合福祉事務所】【学校教育支援センター】 **再掲**

家庭環境や学習面等での課題がある生活保護世帯等の子どもを対象に、個別訪問支援、学習支援、居場所支援による課題解決に向けた支援を実施します。

学校教育支援センターでは、生活保護世帯および就学援助の準要保護世帯の中学3年生を対象に「中3勉強会」を実施します。

生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上

ア 生活サポートセンターと保健相談所等の連携

【生活福祉課】【保健相談所】等

生活サポートセンターや保健相談所等で相談を受けた経済的な困りごと、生活や仕事、家計のやりくりなど不安や課題の背景にある家族関係や精神的な悩みなどについて、生活サポートセンターと保健相談所等が連携し、解決へ導けるよう取り組みます（具体的な事例は 61 ページ参照）。

【参考】

事例紹介その2 関係機関の連携により支援につながった事例

概要：債務問題や家族問題により希死念慮を抱いていた方に、行政や医療機関等の関係機関が連携して継続した支援を実施した事例

支援機関：行政

生活サポートセンター（練馬区社会福祉協議会） 保健相談所、総合福祉事務所

関係機関

医療機関、弁護士

対象者：Aさん 男性 単身 妻と別居中

- ・住宅ローンや光熱水費を滞納
- ・精神科への通院・服薬を中断し、通院を希望しない。不眠・希死念慮あり。

< 支援の流れ >

Aさんが生活サポートセンターに相談し、生活サポートセンターの職員と保健相談所の保健師がAさん宅を訪問



保健相談所の保健師がAさんに往診を繰り返し勧め、精神科医の往診が開始
往診日時に合わせて生活サポートセンターの職員と弁護士が訪問し債務相談を実施



Aさんは手持ち金が少なくなり、電話が不通になる
往診クリニックから生活サポートセンターに、Aさん宅の電気・水道が止まったと連絡が入る



生活サポートセンター・総合福祉事務所の職員がAさん宅を訪問
Aさんは生活保護を申請



生活サポートセンターの職員が往診医に訪問時の状況を報告したところ、
入院が必要となったため、本人同意のもと精神科病院に入院



入院中にAさんと関係者による会議を開催し、マンション売却や住居確保等の生活の目途が
立ってから退院することを確認

実際の事例をベースにしています。

(6) 自殺未遂者への支援

自殺未遂者は自殺のリスク要因を、解決・軽減しなければ自殺の再企図を防ぐことが難しいため、関係機関と連携し、継続して支援に取り組む必要があります。

医療機関と連携した支援事業の実施や支援機関における研修会の実施により、自殺未遂者に寄り添った支援を推進します。

自殺未遂者の支援体制の構築と拡充

ア 医療機関と連携した自殺未遂者支援事業

【保健予防課】【保健相談所】 **新規**

医療機関と連携し、保健師・地域精神保健相談員が自殺未遂者やその家族の相談に応じ、支援します。

三次救急医療機関である順天堂練馬病院との連携から開始します。

イ 死にたい気持ちのある方への相談支援 【保健予防課】【保健相談所】

死にたい気持ちのある方の相談に保健師が対応します。相談者の話を傾聴し、原因がこころの問題であれば、必要に応じて精神科医師による相談に繋ぎながら継続的に支援します。

ウ 支援機関の専門職員に対する研修会の実施 【保健予防課】【保健相談所】

保健、福祉、子育て、介護等に関する支援機関の専門職員に対して、自殺のリスクアセスメントや自殺未遂者への支援等についての事例検討会を実施し、支援力の向上と連携強化を図ります。

エ こころといのちのサポートネット（東京都）と保健相談所の連携強化

【保健予防課】【保健相談所】

こころといのちのサポートネット（東京都）は、救急医療機関等に搬送された自殺未遂者等を精神科医療や地域の支援につなぐ相談調整窓口を設置するなど、自殺未遂者の支援体制を構築しています。こころといのちのサポートネットと保健相談所の連絡会などを開催して連携を強化し、自殺未遂者を支援します。

5 生きる支援の関連施策

区では、区民福祉の向上のため、様々なサービスを実施しています。それらのサービスのなかで、こころと体の健康の維持・増進や、各種の相談、手当や助成などによる生活支援、地域の交流促進など、「生きることを支える」施策について、自殺対策に関連する視点に立ち、全庁的に推進していきます。

保健・医療

| NO | 事業名 | 事業概要 | 自殺対策に関連する取組内容 | 担当部課 |
|------|-----------|--|--|-------------------------|
| 成人保健 | | | | |
| 1 | 健康診査・保健指導 | 30歳以上の区民に対して生活習慣病の早期発見・早期治療のために（75歳以上の高齢者には、それに加え介護予防やQOL（生活の質）の維持・確保も目的として）健康診査を実施する。また、健康診査の結果、メタボリックシンドロームやその予備群と判定された生活習慣病のリスクが高い方を対象に、管理栄養士などの専門職が生活習慣改善への支援を行う。高齢者には健診時に必要に応じ区の健康事業の周知を図る。 | 【健康診査】 申込窓口で、様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 【保健指導】 保健指導で管理栄養士等の専門職が面接した際に、ストレスが高いと判断した場合は、丁寧に話を聞いて対応する。 | 国保年金課 健康推進課 保健相談所 |
| 2 | がん検診 | がんによる死亡を減少させるために、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん検診を実施する。 | 申込窓口で様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 健康推進課 |

| | | | | |
|---|---|--|---|----------------|
| 3 | 健康づくりボランティア育成事業 | 地域で自主的に健康づくり活動を行うボランティアを育成するため、「運動リーダー育成講座」を実施する。 | 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 健康推進課 |
| 4 | 働く世代応援プロジェクト | 小規模事業所で働く従業員に対し、健康的な食生活や運動習慣などをテーマにした出張講座を行う。また、健康づくりを応援する区オリジナルの健康アプリ「ねりまちてくてくサプリ」の運用も行う。 | 講座内容に「メンタルヘルス」を設け、心の健康および精神疾患予防について周知する。 また、アプリ内に心の健康や様々な相談先に関する情報を掲載して周知する。 | 健康推進課 保健相談所 |
| 5 | 練馬区健康いきいき体操・ねりまゆる×らく体操・ねりまお口すっきり体操の普及啓発 | 区民の健康意識を高め、健康づくりを推進するために講習会の実施および区内の団体へ運動指導員を派遣する。 | 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 健康推進課 |
| 6 | 「ちゃんとごはん」プロジェクト | ねりまならではの新鮮な農産物を活用して、食について学び・体験する機会を設けるとともに、食育応援店や大学などとの協働による食育を推進する。 | 栄養バランスがとれた食事を体験し学べる機会を設ける。 | 健康推進課 |
| 7 | 健診等の受診促進 | 健診(検診)を受ける後押しをするナッジ理論を用いた案内を行う。また、高血圧など放置すると重大な疾患につながる危険性がある区民の中で医療機関未受診の方に個別勧奨を実施する。 | 健診(検診)会場にて、様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 国保年金課 健康推進課 |

| | | | | |
|------|--------------------------|--|--|-------|
| 8 | がん患者および家族の支援 | がんに関する相談先や支援策等の周知・啓発を図るとともに、ウィッグ等購入費用助成を行う。 | がん患者向けリーフレットに、様々な相談先を掲載する。 | 健康推進課 |
| 9 | 健康づくり事業・健康相談・栄養相談・地域食育講座 | 病気や健康診査結果の見方、栄養、歯科、禁煙に関する相談を行い、生活習慣病予防や健康増進のための知識の普及、意識の向上を図る。また、医療保険未加入者に対する保健指導を実施する。 | 健康づくりに関する講演会や専門職による相談事業などを通じ、健康不安を取り除くとともに、適切な医療や相談機関を紹介する。 | 保健相談所 |
| 10 | 訪問服薬健康相談事業 | 練馬区国民健康保険加入者のうち、多数の医療機関等の受診や重複した医薬品の処方を受けている方を対象に、練馬区薬剤師会と連携した服薬相談・健康相談を実施する。 | 薬剤師による自宅訪問、かかりつけ薬局での相談のほか、相談会への参加を通じて、医療機関等へのかかり方や適切な服薬管理のほか、食生活・運動など健康面についても支援する。 | 国保年金課 |
| 母子保健 | | | | |
| 11 | ねりますくすくアプリ | スマートフォンやパソコンから子どもの生年月日等を登録すると、予防接種スケジュールを自動で作成できる。また、メールアドレスを登録した方には、接種日お知らせメールや感染症流行情報の配信、妊娠・子育て応援メール(子どもの年齢や妊娠週数に合わせた子育て情報)の配信を行う。 | 安心して出産・子育てができるよう、妊娠中の過ごし方や一般的な子どもの発育・発達の様子、関わり方等についての啓発を行う。また、産後の心身の変化(マタニティーブルー・産後うつ)や対処方法、相談窓口等の周知を行う。 | 健康推進課 |

| | | | | |
|----|-----------------------|--|---|-------|
| 12 | 赤ちゃん準備教室 | 妊婦が安心して出産に臨めるように、妊娠中から産後のからだやこころの健康・歯科保健、食生活に関する知識の普及を図る。 | 妊産婦とその家族が健康に留意した生活を送り、妊婦およびパートナーが出産・育児等生活に関する知識を習得し安心して子育てができるよう支援する。また、妊産婦が孤立しないように仲間づくりを支援する。 | 保健相談所 |
| 13 | こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問） | 保健師等が生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う。 | 全家庭を訪問し、親子の心身状況等を把握することにより、適切なサービス提供や助言を行い支援する。 | 保健相談所 |
| 14 | 育児交流会 | グループワーカーが進行役を務め、乳児の母親を対象に、育児の不安や悩みなどを気軽に語るができるグループミーティングを行う。 | 育児等に関する不安や悩みを語り共有できるよう支援する。保護者の状況に合わせて保健師が継続して支援する。 | 保健相談所 |
| 15 | 乳幼児心理相談 | 乳幼児の心理発達について、心理相談員による個別相談を実施する。必要に応じて、経過をみながら継続支援をする。 | 乳幼児の成長や発達に不安や悩みを抱える保護者の相談を受け、必要に応じて適切な相談機関を紹介するなど支援する。 | 保健相談所 |
| 16 | 公害健康相談（アレルギー相談等） | 乳幼児期のアレルギーに関する専門相談を実施し、適切な対応や治療につながるよう支援する。 | 適切な相談機関等を紹介することにより、育児不安の一因となる、アレルギーのある子どもをもつ保護者の負担軽減を支援する。 | 保健相談所 |

| 医療 | | | | |
|-----|---------------------------|--|---|-------|
| 17 | 心身障害者(児)および要介護高齢者 歯科診療 | 一般の歯科診療所で診療が困難な心身障害者(児)および要介護高齢者を対象に、歯科診療を行う。 | 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 地域医療課 |
| 18 | 心身障害者(児)歯科相談 | 歯の病気の予防を図るために、心身に障害のある方に対し、歯磨きの指導や食事療法の相談などを行う。 | 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 地域医療課 |
| 19 | A C P の普及啓発 | 自分が受けたい医療や介護について前もって考えて話し合う A C P (人生会議) や在宅療養の普及啓発を行う。 | A C P について記載されたリーフレット等を配布する。 | 地域医療課 |
| 20 | 療育相談(在宅重症障害児(者)訪問事業) | 重症障害児(者)に東京都から訪問看護師を派遣し、看護サービスを行う。保健相談所では、事業の受付を行い、保健師が支援する。 | 訪問看護ステーションなどの地域の関係機関と連携し、重症心身障害児(者)の在宅での療育の体制を整える支援を行う。 | 保健相談所 |
| その他 | | | | |
| 21 | 難病等医療費助成・難病等患者支援 | 難病等の認定を受けた方に医療費を助成し、様々な支援を行う。 | 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 保健予防課 |
| 22 | 大気汚染医療費助成 | 大気汚染の影響を受ける疾病にかかっている方に、医療費を助成する。 | 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 保健予防課 |
| 23 | 自立支援医療費助成(精神通院) | 精神科の通院医療費を助成する。 | 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 保健予防課 |

| | | | | |
|----|-------------|---------------------------|-----------------------------------|-------|
| 24 | 薬物乱用防止活動費助成 | 薬物乱用防止に関する正しい理解の普及・啓発を行う。 | 自殺のハイリスクとなる薬物乱用禍の根絶を図るために啓発を推進する。 | 生活衛生課 |
|----|-------------|---------------------------|-----------------------------------|-------|

福祉

| NO | 事業名 | 事業概要 | 自殺対策に関連する取組内容 | 担当部課 |
|------|---------------------|---|--|--------|
| 福祉全般 | | | | |
| 25 | 練馬ボランティア・地域福祉推進センター | ボランティアや地域活動に関する相談に対応する。また、区民の困りごとや地域の課題を共に考え、解決するための支援を行う。 | 様々な課題を抱えている方からの相談に対応し、必要に応じて適切な関係機関等につなげる。 | 福祉部管理課 |
| 26 | 権利擁護センター | 練馬区における成年後見制度推進機関として、相談対応や制度の周知・普及に関わる事業を行う。また、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を行う。 身寄りのない高齢者等が安心して人生を全うできるよう、終活相談窓口を設置する。 | 権利擁護に関する相談に対応し、必要に応じて援助を行い、適切な関係機関等につなげる。 | 福祉部管理課 |
| 27 | 保健福祉サービス苦情調整委員 | 保健福祉サービスの利用に関する相談や苦情に公正中立な立場で対応し、必要に応じて、調査、是正勧告、意見表明を行う。 | 様々な課題を抱えている方からの相談に対応し、必要に応じて適切な関係機関等につなげる。 | 福祉部管理課 |

| | | | | |
|----|-----------------------|---|---|--------|
| 28 | つながるカレッジ ねりま(福祉分野) | 大学教員や福祉現場の職員などを講師に招き、卒業後の活動に結びつく授業を行う。また、福祉団体などで就業体験(インターンシップ)を行う。 | 「地域福祉活動の現状と課題」として「自死遺族の痛み・傷みについて」を取り上げ、自殺対策に関して学ぶ授業を実施する。 | 福祉部管理課 |
| 29 | 福祉のまちづくり | 年齢や性、障害の有無、経済状態など多様な状況におかれている人々の存在に「気づき」、お互いを認め、尊重し合って、ともに支え合って暮らせる地域社会の実現を目指し、福祉のまちづくりに関する事業を行う。 | 地域住民相互の支え合い(互助)による活動を支援するやさしいまちづくり支援事業を行うことにより、人と人、人と地域のつながりの輪を広げる。 | 福祉部管理課 |
| 30 | 厚生文化会館 | 地域住民の相互交流および自主的活動を促進し、児童および高齢者の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進する。 | 無料で気軽に来られる場を提供することで、ひきこもりや孤立化を防ぐ。(敬老室、児童室) 様々な問題を抱える方に適切な相談機関等を紹介する。 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 福祉部管理課 |

| | | | | |
|-----|----------------------|--|--|-----------|
| 31 | 中国残留邦人等支援給付・地域生活支援事業 | <p>特定中国残留邦人等が、満額の老齢基礎年金を受けてもなお生活の安定が図れない場合に支援給付を実施する。</p> <p>中国残留邦人等の自立を支援するため、地域での支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳派遣などを行い、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援する事業を実施する。</p> | <p>各関係機関等とも連携しながら生活上の困難を解消し、地域で孤立せず自立した生活を営むための支援を行い、自殺リスクを軽減する。</p> | 練馬総合福祉事務所 |
| 32 | 緊急一時保護 | <p>緊急に保護をすることが必要と認められる配偶者暴力等の被害者を保護施設に一時的に保護する。</p> | <p>必要に応じて、医師や心理カウンセラーの面接や医療機関につなげる。</p> | 総合福祉事務所 |
| 33 | 再犯防止を推進するための取組 | <p>再犯防止推進計画を次期地域福祉計画に位置付け、継続的な支援に取り組む。</p> | <p>出所者等の社会的孤立を防ぐとともに社会復帰を支援する。</p> | 福祉部管理課 |
| 高齢者 | | | | |
| 34 | 高齢者世帯居住支援制度 | <p>保証人がいないために民間賃貸住宅に入居が困難な方への入居を支援する。</p> | <p>住居の確保をすることで生活の基盤を作る。福祉サービスの利用等を促進し、見守り体制を整える。</p> | 生活福祉課 |
| 35 | 高齢者の生活ガイド | <p>区が実施している高齢者向けの保健・福祉サービスの概要をまとめた冊子を発行している。</p> | <p>ゲートキーパーを養成する講座に関する情報を掲載する。</p> | 高齢社会対策課 |

| | | | | |
|----|----------------------------|--|---|---------|
| 36 | 老人クラブ助成 | 高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい高齢社会の実現と保健福祉の向上に資するための経費を助成する。 | 高齢者の社会活動、生きがいづくりを促進する。 | 高齢社会対策課 |
| 37 | 高齢者生活支援（自立支援用具給付および住宅改修給付） | 65歳以上の高齢者で必要と認められる方に、福祉用具（杖、シルバーカー、入浴補助用具等）および住宅改修（便器の洋式化、段差の解消、床材の変更等）の工事費用給付する（自己負担有）。 | 地域包括支援センターが申請手続きに関与するため、自殺リスクを抱えた利用者の早期発見と支援を行う。 | 介護保険課 |
| 38 | 高齢者在宅生活あんしん事業 | 緊急通報システムなどによる見守りと緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の高齢者が安心して暮らせるようにサポートする。 | 定期的な見守りを実施することにより、孤独感や不安感を緩和し、自殺予防につなげる。 | 高齢者支援課 |
| 39 | 介護予防・日常生活支援総合事業 | 高齢者の社会参加の促進や、介護予防事業、生活支援などの多様なサービスの充実を図り、要介護状態等となることを予防し、要介護状態等を軽減・悪化防止する。 | 介護予防・日常生活支援サービス事業利用時にうつ的な状態を確認する基本チェックリストを実施し、早期発見・早期対応につなげる。 | 高齢社会対策課 |

| | | | | |
|-----|--|--|---|--------------------------|
| 40 | 在宅医療・介護連携推進事業 | 高齢者の状態に応じて、適切な医療・介護サービスを切れ目なく提供する連携体制の構築を支援する。 | 状態に応じて、適切な医療・介護サービスの提供を支援することにより、療養中の不安を緩和し、自殺予防につなげる。 | 高齢者支援課 |
| 障害者 | | | | |
| 41 | 障害者福祉のしおり | 障害のある方に関するさまざまな福祉施策の相談窓口や各種サービスを紹介する。また、点字版・デージー版のしおりも配布する。 | 生きる支援に関連する相談機関等を紹介する。 | 障害者施策推進課 |
| 42 | 障害者福祉施設の運営（地域生活支援センター、福祉作業所、福祉園、谷原フレンド、心身障害者福祉センター、心身障害者福祉集会所、しらゆり荘、こども発達支援センター） | 障害のある方の地域での自立した生活を支援するため、各種の相談やサービス、活動の場の提供を行う。 | 人と人とのつながりや安心できる居場所等を提供し、必要に応じて関係部署と連携した支援を行う。 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 障害者施策推進課 障害者サービス調整担当課 |
| 43 | 身体・知的・精神障害者相談員 | 区が委託した障害者相談員が、本人またはその家族等からの生活上の相談に応じ、必要な助言等を行う。 | 日常生活での困りごとや悩みなどを聞き、必要に応じて適切な支援先を紹介する。 | 障害者施策推進課 |
| 44 | 障害者の就労・職業相談 | 練馬区障害者就労支援センターが窓口となり、障害のある方の一般就労の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう就労面、生活面の支援を行う。 | 就労を通して、地域や社会とのつながりや安心できる居場所をつくり、必要に応じて関係部署と連携した支援を行う。 | 障害者施策推進課 |

| | | | | |
|----|----------------------|---|--|----------------------------------|
| 45 | 障害者虐待防止 | <p>障害者虐待通報の受付窓口を設置し、外部調査も行う。夜間は受付業務を委託し、24時間体制で受付する。</p> <p>障害者虐待防止法の概要や、通報義務をはじめ、虐待防止の取組などを知っていただくために、「練馬区障害者虐待防止啓発冊子」を作成している。</p> | 虐待の早期発見と対応を図るため担当課と協議・調整を実施する。 | 障害者施策推進課 |
| 46 | 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業 | 重症心身障害児（者）等の自宅に訪問看護事業所が看護師等を派遣し、家族が日頃行っている医療的ケアや療養上の世話を家族に代わって提供する。 | 重症心身障害児（者）等を支える家族等の介護負担の軽減を図る。 | 障害者サービス調整担当課 |
| 47 | 障害者差別解消推進事業 | 障害者差別解消を推進するため、相談窓口を設置するほか、区民等に対して周知・啓発を行う。 | 障害者差別に関する相談を受けるとともに、相談窓口が記載されたリーフレットを配布する。 | 障害者施策推進課 |
| 48 | 自立支援給付 | 障害福祉サービスの充実等、日常生活および社会生活を総合的に支援する。 | 障害者が安心して地域で生活できるよう適切なサービスを提供する。 | 障害者サービス調整担当課 総合福祉事務所 保健相談所 |
| 49 | 地域生活支援事業 | 障害福祉サービスの充実等、日常生活および社会生活を総合的に支援する。 | 障害者が安心して地域で生活できるよう適切なサービスを提供する。 | 障害者サービス調整担当課 総合福祉事務所 保健相談所 |

| | | | | |
|----|------------------------|--|--|--------------------------|
| 50 | 各種福祉手当 | 一定の障害を有する障害者および難病患者等に手当を支給する。 | 障害者等の経済的負担を軽減するとともに、相談等を通じ、問題の早期発見、適切な部署との連携を図る。 | 障害者サービス調整担当課 総合福祉事務所 |
| 51 | 心身障害者医療費助成 | 心身障害児(者)に対し医療費の一部を助成し、保健の向上と福祉の増進を図る。 | 心身障害児(者)の心理的、経済的負担を軽減するとともに、相談等を通じ、問題の早期発見、適切な部署との連携を図る。 | 障害者サービス調整担当課 |
| 52 | 医療的ケア児等コーディネーターによる相談支援 | サービスの利用計画に関する相談の他、地域生活に関する様々な相談に対し関係機関と連携しながら対応する。 | 医療的ケア児を持つ家族が身近な地域での相談体制の充実を図る。 | 障害者サービス調整担当課 |
| 53 | 日中活動後の支援 | 福祉園等の利用時間の延長や移動支援の充実に取り組む。 | 家族の介護負担の軽減や就労等の支援を図る。 | 障害者施策推進課 障害者サービス調整担当課 |
| 54 | 重度障害者等就労支援事業 | 重度障害者等が就労できるよう、介護者が通勤や勤務時間中の支援を行う。 | 重度障害者等の就労継続を図る。 | 障害者施策推進課 障害者サービス調整担当課 |
| 55 | 障害者の意志疎通支援事業 | ICTを活用した相談窓口の拡大や遠隔手話通訳の設置などの拡大、コミュニケーションサポーターの養成研修等により障害者の意志疎通支援を行う。 | 個々の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を充実し、共生社会の実現を目指す。 | 障害者施策推進課 |
| 56 | ペアレントトレーニング | 発達に課題を抱える児童の保護者や養育者を対象に子育てに関する講座(ペアレントトレーニング)を行う。 | 発達障害児やその家族への支援強化を図る。 | 障害者施策推進課 障害者サービス調整担当課 |

| | | | | |
|----|----------------|--|---|----------------------------------|
| 57 | 障害児のきょうだい支援の実施 | 障害児が兄弟姉妹に いる児童を対象に、障害 理解のための講座や子 どもたち同士の交流を 目的としたレクリエー ション活動を実施する。 レクリエーション活動 を通して児童の不安解 消の促進と支援に取り 組む。 | 子どもたち同士の交 流を目的としたレクリ エーション活動を通し て児童の不安解消の促 進と支援を図る。 | 障害者施策推 進課 障害者サービ ス調整担当課 |
|----|----------------|--|---|----------------------------------|

教育・子育て

| NO | 事業名 | 事業概要 | 自殺対策に関連する取 組内容 | 担当部課 |
|----|-------------------------------|---|--|-------|
| 教育 | | | | |
| 58 | 安全教育 | 避難訓練や不審者対 応訓練を行うなど、防 災・防犯教育に取り組 む。 | 子どもが犯罪等の被 害を受けるリスクを低 減し、自ら助けを求め ることができるように する。 | 教育総務課 |
| 59 | 特別支援教育（特 別支援学級・特別 支援教室） | 障害のある児童・生徒 一人ひとりの教育的ニ ーズを把握して、生活や 学習上の困難を改善ま たは克服するために、特 別支援教育にかかる新 たな方針を策定し、適切 な教育や指導を通じて 必要な支援を行う。 医療的ケア児への新 たな支援方針に基づき、 医療的ケアが必要な児 童生徒の受入れを引き 続き実施する。 | 子どもや家庭の状況 に応じて、関係機関と連 携して支援する。 | 学務課 |

| | | | | |
|----|-----------------------|---|---|-------|
| 60 | 就学相談 | 児童・生徒一人ひとりの障害および発達の状況に応じて、本人と保護者の意向を尊重しながら、最もふさわしい就学先を提案する。 | 児童生徒や家庭の状況に応じて、関係機関と連携して支援する。 | 学務課 |
| 61 | 就学援助 | 経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育の機会均等を図る。 | 児童生徒や家庭の状況に応じて、必要な場合は関連する関係機関を紹介する。 | 学務課 |
| 62 | 学校保健 | 児童生徒の健康の保持増進や疾病の早期発見に取り組む。 | 児童生徒や家庭の状況に応じて、必要な場合は関連する関係機関を紹介する。 | 保健給食課 |
| 63 | 道徳教育および人権教育 | 学校における教育活動全体を通して、あらゆる偏見や差別を許さず、公正、公平に接する態度を育てるための道徳教育および人権教育を推進する。 | 人権の大切さ、命の尊さを学ぶことで生きる力をはぐくむ。 | 教育指導課 |
| 64 | キャリア教育 | 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育に取り組む。 | キャリア教育を通して、学校での学習と自分の将来との関係に意義を見だし、学ぶ意欲や自立して生きる能力・態度を育てる。 | 教育指導課 |
| 65 | 学校・地域連携事業（学校サポーターの登録） | 学校の教育活動に関して、地域からより幅広い協力を得られるよう、多様な知識、経験、技能等を有する地域の協力者を登録する人材バンク制度を実施する。 | 地域の大人と児童生徒が交流することで、地域のつながりづくりを促進する。 | 教育指導課 |

| | | | | |
|----|----------------------|--|--|----------------|
| 66 | 地域未来塾 | 家庭での学習が困難な児童・生徒や、学習習慣が十分身につけていない児童・生徒に対して、放課後等に学校で学習支援を行う。 | 学習面で困難を抱えている児童・生徒に対し支援をすることで、困難の軽減を図る。地域の大人と児童・生徒が交流することで、地域のつながりづくりを促進する。 | 教育指導課 |
| 67 | 学校生活支援員・学校生活臨時支援員の配置 | 通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒や特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、食事、排泄、教室の移動等の学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行う。 | 児童生徒の状況に応じた支援を行う。 | 教育指導課 |
| 68 | I C Tを活用した教育内容 | I C T支援員を活用し、実践的な授業支援や校内研修、各校におけるI C T活用リーダーの育成を行い、教員全体のI C T活用能力を高める。 | I C Tを活用した教育内容の充実を図る。 | 教育施策課 教育指導課 |
| 69 | 学校司書の配置 | 区立小中学校の図書館に学校司書を配置する。 | 学校のニーズに応じた対応の充実を図る。 | 教育指導課 |
| 70 | 教員の働き方改革 | サポート人材の配置拡充を進め、サポート人材を対象とした研修会の実施等により、各校で効果的な活用を図る。中学校部活の地域移行に係る検討委員会を立ち上げ、部活動のあり方の見直しを図る。 | 教員の負担軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間を確保する。 | 教育指導課 |

| | | | | |
|----|------------------------------|---|---|------------|
| 71 | 学校運営協議会制度 | 学校を拠点とした新たな地域連携の仕組みづくりを行う。 | 家庭や地域との協働による学校運営と教育活動の推進を図る。 | 教育指導課 |
| 72 | 門扉への電気錠の配置 | 各校の主たる門扉に電気錠を設置する。 | 学校への不審者の侵入を未然に防ぐ。 | 学校施設課 |
| 73 | 特別支援教育に係る方針の策定 | 障害児等を支援するために新たな方針を策定する。 | 一人ひとりの状況に応じた支援の実施。 | 学務課 |
| 74 | ソーシャルスキルトレーニング学校実施事業 | 児童・生徒、教員、保護者を対象にソーシャルスキルトレーニングの研修を行う。 | いじめ予防や対人関係の改善を図る。 | 学校教育支援センター |
| 75 | 子どもの読書活動の推進 | 「読書で築く ねりまの子どもたちの未来」の理念のもと、乳幼児から発達段階に応じた読書活動の推進に取り組む。 | 子どもたちが読書を通じて生きる力を身に付け、豊かな心をはぐくめるよう、読書環境の充実に努める。 | 光が丘図書館 |
| 76 | 男女共同参画情報紙「MOVE」(中学生向け特別号)の配布 | 性別にとらわれない生き方や性の多様性、性暴力や相談先等を中学生向けの内容にまとめた「MOVE」(中学生向け特別号)を区立中学校生徒に配布する。 | 生徒の必要な情報源とするとともに適切な相談・支援につなぐ。 | 人権・男女共同参画課 |
| 77 | LGBT(性的マイノリティ)啓発リーフレットの配付 | 区立中学校に通う生徒の保護者向けにLGBT(性的マイノリティ)啓発リーフレットを配付する。 | 若年層の性的マイノリティ当事者は家族などに相談できず、孤立してしまう傾向があるため、保護者に対して性の多様性についての啓発や家族も相談ができる相談先が記載されたりリーフレットを配布する。 | 人権・男女共同参画課 |

| 子ども・子育て | | | | |
|---------|-------------------------|---|---|-----------------|
| 78 | 区立、私立幼稚園、練馬こども園 | <p>区立幼稚園の維持・運営、私立幼稚園および私立幼稚園に通園する園児保護者への補助金交付等を行う。</p> <p>2歳児までの保育施設と練馬こども園の連携を充実する。また、区立幼稚園の今後のあり方について検討を行う。</p> | <p>子どもや家庭が問題を抱えていることを把握した場合に、必要な支援先につなげられるよう、様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。</p> | 学務課 こども施策企画課 |
| 79 | 短期特例保育 | <p>保護者または家族の入院、出産などにより、一時的に保育を必要とする児童を、定員に空きのある一部の保育所等で保育する。</p> | <p>保護者からの相談や受付の段階で問題を早期に発見し、適切な相談機関等を紹介する。</p> | 保育課 |
| 80 | 区立・私立保育所、地域型保育事業、認証保育所等 | <p>保護者が就労・病気等のため、家庭で十分な保育が受けられない児童を保護者に代わって保育所等で保育する。</p> | <p>保育を通じて子どもや家庭が問題を抱えていることを把握した場合に、必要な支援先につなげられるよう、様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。</p> | 保育課 |
| 81 | 子育て学習講座 | <p>家庭や地域における教育力を高めることを目的として、子育て、家庭教育および子どもの教育に関する講座を実施する。</p> | <p>子育ての不安や負担感を軽減する。</p> | 青少年課 |
| 82 | 父子参加講座 | <p>父と子が共に料理や体操を行うことで、男性の家事・育児への参加を促進し、「男は仕事、女は家庭」という意識の解消を図る。</p> | <p>家庭内で、家事・育児の分担が偏り、孤立しないように不安や負担感を軽減する。</p> | 人権・男女共同参画課 |

| | | | | |
|----|--------------------------------------|--|---|-------------|
| 83 | ねりまイクメン講座 | 父親が子育てや家事に積極的に関わることができるようになるとともに、子どもと父親、父親同士の交流を図ることを目的とした講座を実施する。 | 父親による子育てを支援することで、子育て家庭の不安や負担感を軽減し、楽しく子育てできるようにする。 | 青少年課 |
| 84 | 子育て支援啓発講座 | 育児に悩みを抱える親を対象にそれぞれ悩みを話しながら子育てのノウハウを学ぶ講座（ノーバディーズ・パーフェクト）を実施する。 | 子育てのノウハウを学んだり、家庭ごとの悩みを他の人に聞いてもらうことで子育ての不安や負担感を軽減する。 | 子ども家庭支援センター |
| 85 | ねりま遊遊スクール | 地域における子どもの居場所をつくるとともに、子どもが自ら学び考える機会の充実を図ることを目的とした講座を実施する。 | 子どもの居場所づくり、地域の大人と子どもの交流を進める。 | 青少年課 |
| 86 | すまいるねりま遊遊スクール | 主に知的障害のある子どもの居場所をつくるとともに、精神面での成長・発達を促すことを目的とした講座を実施する。 | 障害のある子どもの居場所づくりを行う。 | 青少年課 |
| 87 | 子どもショートステイ（短期入所）・トワイライトステイ（夜間一時保育）事業 | 保護者の出産や病気、出張などで家庭での養育が困難な場合に施設等で一時的に預かる。 子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子が一緒に入所できる親子入所型ショートステイを実施する。 | 事前の面談などを通じてリスクを抱えた世帯を把握するきっかけとなり、必要に応じて関係機関と連携して支援する。 | 子ども家庭支援センター |

| | | | | |
|----|--------------------------|---|---|-------------|
| 88 | 乳幼児一時預かり事業 | 保護者のリフレッシュのためなど、理由を問わず子どもを一時預かりする。 | 事前の面談などを通じてリスクを抱えた世帯を把握するきっかけとなり、必要に応じて関係機関と連携して支援する。 | 子ども家庭支援センター |
| 89 | ファミリーサポート事業 | 保育を希望する保護者に、練馬区ファミリーサポートセンターが有償ボランティア（援助会員）を紹介する。 | 地域の援助会員との関わりや事業利用を通じて、保護者のリフレッシュにつなげる。 | 子ども家庭支援センター |
| 90 | ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） | 自宅で子どもを預かるベビーシッターの利用料助成を行う。 | 仕事をしている保護者も在宅で子育てをしている保護者も安心して子育てを行うために実施する。 | 子ども家庭支援センター |
| 91 | 学童クラブ | 共働きなどのため、放課後の保育が受けられない小学生を対象に、放課後や学校休業日の居場所を提供し、健全な育成を図る。 障害児および医療的ケアが必要な児童の受け入れ体制を充実する。 | 保護者や子どもの状況を把握することで、問題を早期に発見し、適切な相談機関等を紹介する。 | 子育て支援課 |

| | | | | |
|----|-------------|---|--|-------------|
| 92 | ひろば事業 | ねりっこクラブ運営事業者や各学校応援団が地域人材を確保し、放課後等の学校で、遊び、学び、読書などの居場所として児童が過ごせるひろば事業を実施する。 | 日頃の子どもの直接的なかかわりの中で、悩みを抱えていると見受けられる子どもに適切な対応をとり、気付き役やつなぎ役としての役割を担う。 | 子育て支援課 |
| 93 | 子供安全学習講座 | 地域における子どもの安全に関する知識を向上させることを目的として、子ども自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学ぶ、また大人が子どもの安全に関する知識を習得する講座を実施する。 | 子どもが犯罪等の被害を受けるリスクを低減し、自ら助けを求めることができるようにする。 | 青少年課 |
| 94 | 秩父青少年キャンプ場 | 青少年が自然に親しみながら共同生活の体験を積むことができるキャンプ場を開設する。 | 青少年の健全育成につなげる。 | 青少年課 |
| 95 | 子育て支援情報提供事業 | 子育て支援情報提供事業を行う団体に補助金を交付する。 | 子育てに関する相談先やサービス情報を提供する。 | 子ども家庭支援センター |
| 96 | 外遊びの場の提供事業 | 外遊びリーダーのサポートのもと、公園等の中で自然とふれあいながら子どもと保護者が自由に遊べる場を提供する外遊び事業の実施団体に補助金を交付する。 | 事業実施を通じて悩みやリスクを抱える方を把握した場合、関係機関につなげる。 | 子育て支援課 |

| | | | | |
|-----|-----------------------------|---|-------------------------------|-------------|
| 97 | 外遊び型子育てのひろば事業（おひさまぴよぴよ） | 0～3歳の乳幼児親子を対象に、公園で自然とふれあいながらのびのびと楽しめる外遊びや保護者同士の交流の場の提供、また保育士等の相談員による子育て相談を実施する。 | 育児による孤立化防止、子育ての負担感や不安感の軽減を図る。 | 子ども家庭支援センター |
| 98 | 子育てスタート応援券事業 | 子育て支援事業の周知および新生児の養育の負担軽減を目的として「子育てスタート応援券」を交付する。 | 出産直後の負担や不安を軽減する。 | 子ども家庭支援センター |
| 99 | 児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当 | 各手当の申請を受け付け、手当を支給する。 | 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 子育て支援課 |
| 100 | 子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成 | 医療費助成の申請を受け付け、助成額を支給する。 | 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 子育て支援課 |
| 101 | 児童館 | 学齢期の子どもたちの居場所を支援する。学校や家庭以外の居場所を確保するため、日曜、祝日の開館、平日の開館時間を拡大する。 また、児童館と子ども家庭支援センターや学校教育支援センター等との連携により、家庭や養育環境に課題のある中高校生を支援する。 | 子どもに安全かつ安心な居場所を提供する。 | 子育て支援課 |

労働・経済・生活・その他

| NO | 事業名 | 事業概要 | 自殺対策に関連する取組内容 | 担当部課 |
|-----|------------------------------------|--|--|---------------------------|
| 相談 | | | | |
| 102 | 一般区民相談 | 区政の窓口や専門相談の案内などに職員が対応する。 | 様々な問題を早期に発見し、適切な相談機関などを紹介する。 | 広聴広報課 |
| 103 | 法律相談 | 金銭、契約、人権、労働などの法律問題に弁護士が対応する。 | 様々な問題を早期に発見し、適切な相談機関などを紹介する。 | 広聴広報課 |
| 104 | 身の上相談 | 夫婦・家庭内の問題などに専門相談員が対応する。 | 様々な問題を早期に発見し、適切な相談機関などを紹介する。 | 広聴広報課 |
| 105 | 心の相談 | 精神的な悩みにカウンセラーが対応する。 | 様々な問題を早期に発見し、適切な相談機関などを紹介する。 | 広聴広報課 |
| 106 | 一般相談（総合相談・性的マイノリティに関する相談・男性のための相談） | 身の上、家庭や職場の人間関係、ハラスメント、性的マイノリティなどの相談を行う。 | 様々な問題を早期に発見し、適切な機関などを紹介する。 | 人権・男女共同参画課（男女共同参画センターえーる） |
| 107 | 専門相談（心の相談・DV専門相談） | 専門知識を有する相談員が相談を行う。 | 様々な問題を早期に発見し、適切な機関などを紹介する。 | 人権・男女共同参画課（男女共同参画センターえーる） |
| 108 | 消費生活相談 | 契約にかかるトラブル、商品やサービスについて生じる問題など、消費生活に関する相談を行う。 | 多重債務者の相談に応じて解決方法を提示し、専門的な解決方法が必要な場合は、弁護士や司法書士会による相談センターなどへのつなぎを行うとともに、生活状況に応じて関係機関につなげる。 | 経済課 |

| | | | | |
|-------|----------------------------------|---|--|------------|
| 109 | 外国語での生活相談 | 英語・中国語・韓国語・タガログ語により、各種の生活相談を受け付けている。 | 日本語が母語でない相談者に対し、生活上の悩みの聞き取りや、適切な相談先の紹介を行う。 | 地域振興課 |
| 労働・経済 | | | | |
| 110 | ワークライフバランスの推進 | 区内事業者・人事労務担当者向けにワーク・ライフ・バランスセミナーを開催している。 | 誰もが働きやすい職場環境のもとで、家庭や地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもち、豊かな生活を送れるよう周知啓発を行い、過労死等の防止にもつなげる。 | 人権・男女共同参画課 |
| 111 | ワークサポートねりま(職業相談・紹介) | ハローワーク池袋の職員により、職業相談、企業への紹介状の作成、就職に関する相談、職業情報の提供を行う。 | 区民の就労活動を支援する。 | 経済課 |
| 112 | 練馬ビジネスサポートセンター(総合相談、法律・労務など専門相談) | 中小企業の様々な経営課題に対応して、各種の専門家が経営上のアドバイスを行い、事業者の経営力の向上を図る。 | 複合的な問題を抱える方を適切な相談先に紹介する。 | 経済課 |
| 113 | 労働相談 | 従業員からの労働条件、過重労働、パワハラ、退職トラブル、労災、雇用保険、在職老齢年金等に関することについて、社会保険労務士が相談に応じる。 | 労使間での労務問題に社会保険労務士が相談に応じ、勤労者の労働環境の改善を図る。必要に応じて、適切な関係機関等を紹介する。 | 経済課 |
| 114 | 産業融資あっせん | 区内中小企業者が必要とする事業資金のあっせんを金融機関に行い、利子の一部を区が補助する。 | 経営状況の厳しい事業者については、練馬ビジネスサポートセンターの相談窓口等を案内する。 | 経済課 |

| 生 活 | | | | |
|-----|-------------------|--|---|------------|
| 115 | 特殊詐欺等防止 | 区内在住の 65 歳以上の方がいる世帯で、希望者に対し自動通話録音機を貸出する。 | 高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止する。 | 危機管理課 |
| 116 | 空き家やいわゆる「ごみ屋敷」対策 | 空き家やいわゆる「ごみ屋敷」の所有者等に対して、問題の解決・改善に向けて働きかける。 | 所有者等が抱える様々な問題に応じて、適切な相談機関等を紹介する。 | 環境課 |
| 117 | 高齢者や障害者のごみの戸別訪問収集 | 資格条件を満たした 65 歳以上の方または障害のある方だけの世帯を対象に、ごみの収集を玄関先で行う。 | ごみの排出状況によって、声がけ等を行い、必要に応じて関係機関につなぐ。 | 清掃事務所 |
| 118 | 区営住宅 | 住宅に困っている一定所得以下の区民に区が管理する住宅を提供する。 | 区営住宅使用料等の滞納者の納付相談の際に生活状況等を聞き取り、必要な場合に関係機関につなげる。 | 住宅課 |
| その他 | | | | |
| 119 | 犯罪被害者等の支援 | 犯罪被害者等の置かれた立場に配慮し、適切な支援を行う。 また、講演会の実施やリーフレット等を配布することにより区民へ啓発する。 | 必要に応じて、適切な関係機関につなげる。 | 人権・男女共同参画課 |
| 120 | 人権啓発事業 | 人権に関わる様々な問題を区民に啓発するため、人権週間行事・セミナーなどを行うほか、リーフレット等を配布することにより区民へ啓発する。 | 差別や偏見をなくし、だれもが人として尊重される地域社会の形成をめざす。 | 人権・男女共同参画課 |

| | | | | |
|-----|------------------|--|--|----------|
| 121 | 体育館、運動場でのスポーツ教室等 | 年間を通して、様々なスポーツ教室やスポーツイベントを開催する。 | スポーツ教室やスポーツイベントなど、他者との交流やスポーツを通じた仲間づくり、生きがいがづくりのきっかけとなる場を提供する。 | スポーツ振興課 |
| 122 | 生涯学習センターの講座等 | 文化・生涯学習に関する各種講座等を実施する。 | 講座等を通じた仲間づくり、生きがいがづくりの場を提供する。 | 文化・生涯学習課 |
| 123 | 駅ホーム転落防止 | 鉄道事業者が行うホームドア整備事業の費用の一部を補助する。 | 鉄道事業者に対して、区内の鉄道駅へのホームドア整備を働きかける。 | 交通企画課 |
| 124 | 鉄道の立体化 | 踏切除去のため、東京都および鉄道事業者等と連携して、鉄道の立体化に取り組む。 | 西武新宿線の連続立体交差化などにより、踏切対策に取り組む。 | 交通企画課 |

第5章 自殺対策の推進体制

1 自殺対策の推進体制

練馬区自殺対策推進会議

区内の保健、医療、福祉、教育等の関係機関と区が連携して自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、本会議を中心にネットワークを構築します。

- 【構成】 保健関係者（学識経験者、NPO法人）
医療関係者（医師会、精神科医療機関）
福祉関係者（民生児童委員、社会福祉協議会、練馬区介護サービス事業者連絡会）
教育関係者（小学校PTA、中学校PTA、小学校長、中学校長、高等学校長）
経済・労働関係者（練馬産業連合会、練馬区労働組合協議会）
自殺防止等に関する関係機関等（警察署、西武鉄道株式会社、弁護士）

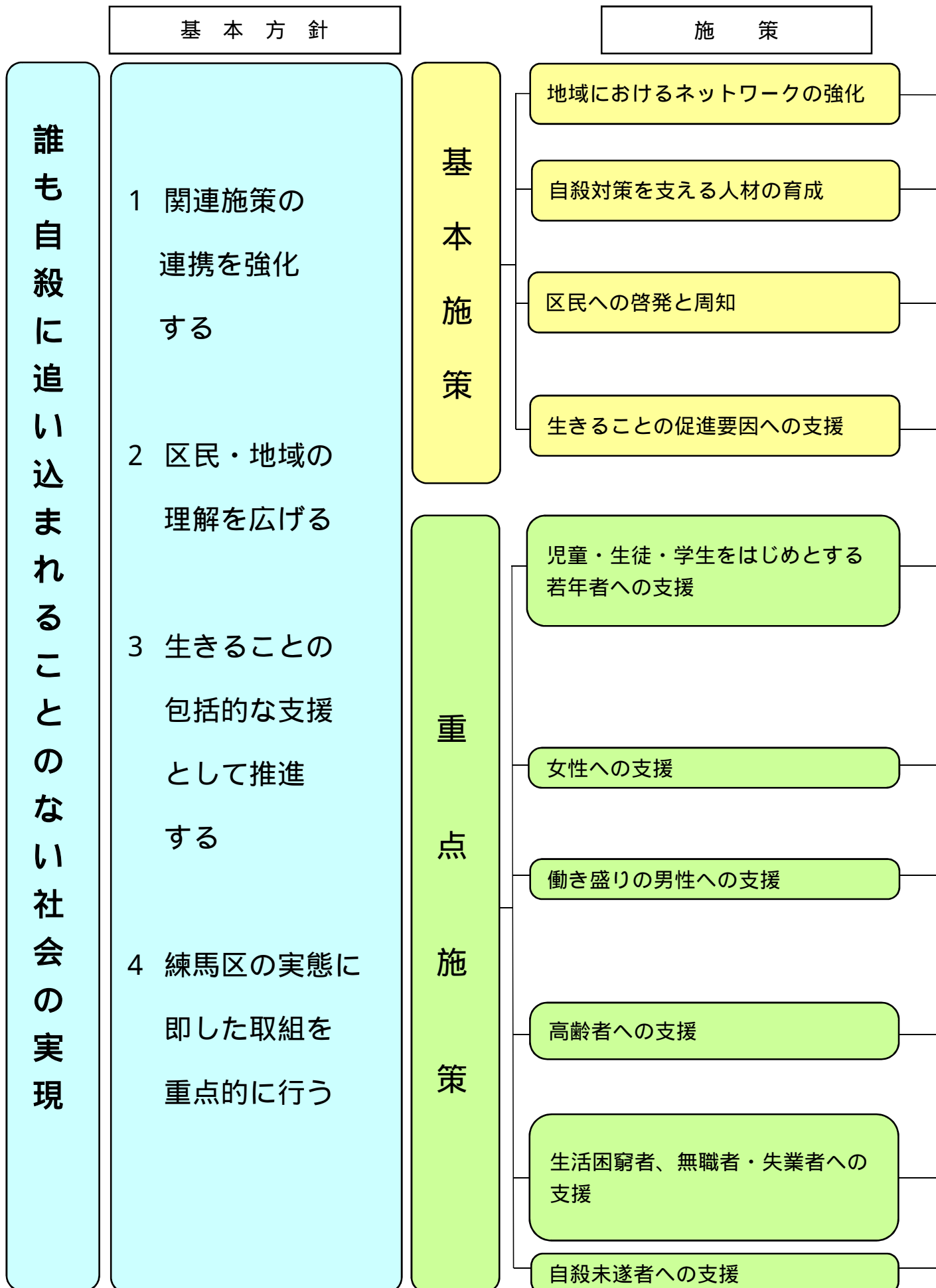
練馬区自殺対策検討委員会

自殺対策に関連する部長・課長を構成員とする練馬区自殺対策検討委員会が中心となり、庁内の関係部署が連携・協力して自殺対策を一層推進します。

- 【構成】 委員長：担任副区長
副委員長：健康部長
委員：産業経済部長、福祉部長、高齢者施策担当部長、保健所長、教育振興部長、こども家庭部長
部会長：保健所長
副部会長：保健予防課長
部会員：広聴広報課長、人権・男女共同参画課長、人材育成課長、収納課長、国保年金課長、経済課長、障害者施策推進課長、生活福祉課長、総合福祉事務所長（1）、高齢社会対策課長、健康推進課長、保健相談所長（2）、教育指導課長、学校教育支援センター所長、青少年課長、子ども家庭支援センター所長

2 練馬区自殺対策計画の進捗管理

練馬区自殺対策検討委員会において計画に基づく施策・事業の進捗状況を確認します。進捗状況は年に1回、練馬区自殺対策推進会議に報告し、ご意見を伺うとともに必要に応じて改善しながら、より実効性のある取組を進めます。



施策の取組

- 1 関係機関等の連携体制の構築
- 2 各種相談窓口の連携

- 1 関係機関、関連職種、区民等を対象とした研修
- 2 区職員の健康管理

- 1 リーフレット等の作成と活用
- 2 区民向けの講演会やキャンペーン等の実施
- 3 多様な媒体を活用した啓発（SNS、区報、区ホームページ等）
- 4 こころの悩みを抱えた方への相談支援体制の強化
- 5 人権に関する啓発・支援

- 1 地域における居場所づくり
- 2 遺された方への支援

- 1 いじめ防止対策の強化
- 2 児童虐待防止対策の強化
- 3 子どもが相談できる場の周知や居場所等の提供
- 4 児童生徒のSOSの出し方教育の実施
- 5 身近な大人への支援体制の強化
- 6 若年者が相談できる場の提供と周知
- 7 若年者への支援体制の強化
- 8 青少年の活動と交流の場の提供

- 1 妊産婦への支援
- 2 子育て期の支援
- 3 女性への支援と居場所づくり
- 4 男女共同参画センター相談事業
- 5 人権・男女共同参画周知啓発事業

- 1 働き盛りの男性への支援体制の強化
- 2 子育て期の支援
- 3 男女共同参画センター相談事業
- 4 人権・男女共同参画周知啓発事業

- 1 包括的な相談支援体制の確立
- 2 ひとり暮らし等高齢者や認知症高齢者、介護者への支援
- 3 高齢者の社会参加の促進
- 4 高齢者の健康増進支援

- 1 支援につながっていない方を必要な支援につなぐための連携
- 2 「生きることの包括的な支援」の強化
- 3 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上

- 1 自殺未遂者の支援体制の構築と拡充

生きる支援の関連施策

参 考

練馬区自殺対策計画とSDGs

SDGsとは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略であり、令和12(2030)年を年限とする国際目標です。SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され、先進国を含む全ての国々の共通目標となっています。

国は、地方自治体に対し、SDGsを原動力とした地方創生の推進を求めており、区は、練馬区自殺対策計画〔第2次〕においても、様々な支援等を通して取り組んでいます。



SDGsに掲げる17のゴール



- 1 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



- 2 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



- 3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



- 4 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



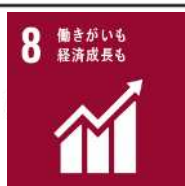
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



- 6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



- 8 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。



- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

| | |
|---|--|
| <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  | <p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> |
| <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  | <p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> |
| <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  | <p>12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。</p> |
| <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  | <p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> |
| <p>14 海の豊かさを守ろう</p>  | <p>14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> |
| <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>  | <p>15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> |
| <p>16 平和と公正をすべての人に</p>  | <p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> |
| <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  | <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> |

練馬区自殺対策計画〔第2次〕とSDGsのゴール

| 施策名 | | 特に関連する SDGsのゴール |
|----------|----------------------------------|--------------------|
| 基本 施策 | 基本施策1 地域におけるネットワークの強化 | 3, 17 |
| | 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 | 3, 8 |
| | 基本施策3 区民への啓発と周知 | 3, 5 |
| | 基本施策4 生きることの促進要因への支援 | 1, 3, 4, 5, 8, 17 |
| 重点 施策 | 重点施策1 児童・生徒・学生をはじめとする 若年者への支援 | 1, 3, 4, 5 |
| | 重点施策2 女性への支援 | 3, 5, 8 |
| | 重点施策3 働き盛りの男性への支援 | 3, 8 |
| | 重点施策4 高齢者への支援 | 3, 8 |
| | 重点施策5 生活困窮者、無職者・失業者への 支援 | 1, 3, 4, 5 |
| | 重点施策6 自殺未遂者への支援 | 3 |

練馬区自殺対策計画〔第2次〕

【素案】

令和5年(2023年)12月

発行 練馬区健康部保健予防課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎6階

電話 03-5984-4764(直通)

FAX 03-5984-1211

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp/>